

# 奥多摩町

## 第2期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

奥多摩町



## 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって

奥多摩町では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「奥多摩町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成27年度には、急速に進む少子化・若者世代の転出を少しでも食い止めるとともに、若者等定住促進の総合的環境の整備や出会い・結婚・出産から教育に至るまでの子育て・子育て環境の整備を図ると同時に、魅力ある奥多摩町の情報を発信するため「奥多摩創造プロジェクト」を推進し、少子化対策・定住化対策を町の喫緊の課題として取り組んでまいりました。

この度、「奥多摩町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の完了を迎えたことから、子どもに関する5年間の動向、第1期計画の成果を整理し、子育て世代の皆様にご協力いただいたニーズ調査をもとに、次の5年間の事業提供体制と取り組みを進める計画として「奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この支援事業計画は、平成26年度に終了した、「奥多摩町次世代育成支援行動計画（後期）」の進行状況や基本的な考え方を含んでおり、子ども・子育て支援法の趣旨を尊重して、全ての家庭が安心して子どもを産み育てる地域づくりを目指し、計画的に学校教育・保育や地域における子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上に取り組んでいくための指針とするものです。

また、第1期計画では別冊となっていた「放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画」を本計画では第5章に「新・放課後子ども総合プラン」として盛り込んでおります。

今後5年間は、この計画の基本理念である「まちぐるみで育てよう たくましい親子」の実現に向けて、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、家庭、地域、関係団体、学校行政等が一体となって、さらなる子ども・子育て支援の施策を推進してまいります。

住民の皆様には、次世代を担う子どもたちのため、この計画の推進により一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の皆様をはじめ、奥多摩町子育て支援協議会委員の皆様やニーズ調査にご協力をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月



奥多摩町長 河村 文夫



# 目次

<b>第1章 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定方法.....	4
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 人口、児童数.....	5
(1) 人口の動き.....	5
(2) 出生、転入の動き.....	6
(3) 子どもの人数の見通し.....	7
2 保育・子育て支援事業等の状況.....	8
(1) 幼児教育・保育の状況.....	8
(2) 子育て支援に関する事業の状況.....	10
(3) 経済支援等の給付状況.....	14
3 これからの主な課題.....	15
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>19</b>
1 基本理念.....	19
2 施策体系.....	20
3 計画の推進.....	21
(1) 計画の推進体制.....	21
(2) 計画の進捗管理.....	21
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>22</b>
方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援.....	22
施策1.1 子育て支援のネットワーク・相談体制の充実.....	22
施策1.2 地域における子育て支援拠点の充実.....	23
施策1.3 経済的支援の取り組み.....	24
施策1.4 障害児施策の充実.....	25
方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現.....	27
施策2.1 保育サービスの充実.....	27
施策2.2 子育て支援サービスの充実.....	28
施策2.3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	29
方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援.....	30
施策3.1 子どもや母親の健康の確保.....	30

施策 3.2 「食育」の推進 .....	33
施策 3.3 思春期保健対策の充実 .....	33
方針 4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援 .....	34
施策 4.1 児童の健全育成の推進 .....	35
施策 4.2 学校の教育環境の充実 .....	35
施策 4.3 家庭や地域の教育力の向上 .....	36
方針 5 安心して子育てができる生活環境の整備 .....	38
施策 5.1 住環境の整備 .....	38
施策 5.2 交通安全と防犯・防災活動の推進 .....	39
子ども・子育て支援事業計画 .....	40
(1) 教育・保育提供区域 .....	40
(2) 教育・保育の利用見込みと提供体制 .....	42
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと提供体制 .....	45
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進 .....	50
<b>第5章 新・放課後子ども総合プラン .....</b>	<b>51</b>
1 新・放課後子ども総合プランの趣旨 .....	51
2 学童保育会及びチャレンジおきたまの現状 .....	51
3 具体的方策、目標等 .....	52
<b>参考資料 .....</b>	<b>54</b>
1 奥多摩町子ども・子育て会議 設置要綱・委員名簿 .....	54
2 計画の策定経過 .....	57
3 用語説明 .....	58

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の背景・趣旨

### 【国の取り組み】

少子高齢化と人口減少の進行が予測されるわが国において、出生率減少と少子化に歯止めをかける子育て環境の充実が最重要テーマのひとつとなっています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度より、全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

さらに、平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進するため、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を導入しました。

### 【奥多摩町の取り組み】

奥多摩町（以下、「本町」という。）では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「奥多摩町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、第1期計画の完了を迎えたことから、子どもに関する5年間の動向、第1期計画の成果を整理し、幼児教育・保育の無償化という新しい制度の下で、次の5年間の事業提供体制と取り組みを進める計画として「奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

『令和』という新しい時代を迎えた今、住民・関係団体等と協力・連携し、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。



## 2 計画の位置付け

### 【法的根拠】

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。

#### 【子ども・子育て支援法 第2条（基本理念）】

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

### 【町政における位置付け】

本計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものであり、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。

また、第1期計画と同様、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、及び、国が平成30年度に示した「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「新・放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画」を含むものであり、子どもとその家庭に関わる様々な分野にわたる総合的な展開を図るものです。





本計画の策定にあたっては、町政の最上位計画である「第5期奥多摩町長期総合計画」（平成27年度～令和6年度）、「奥多摩町地域保健福祉計画」（平成28年度～令和2年度）、「奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略元気づくり計画」（平成27年度～令和元年度）等の関連計画と整合性を図っています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。  
 なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の変化等が生じた場合、必要に応じて見直すことがあります。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成17年度～ 21年度	平成22年度～ 26年度	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 6年度 (2020～2024)
次世代育成支援行動計画（前期）				
次世代育成支援行動計画（後期）				
子ども・子育て支援事業計画				
<b>第2期子ども・子育て支援事業計画</b>				 <b>本計画</b>

### 4 計画の対象

本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳未満の児童を指します。

## 5 計画の策定方法

### 【子ども・子育て会議による策定】

本計画は、子ども・子育て支援法第77条（合議制機関の設置）に基づく「奥多摩町子ども・子育て会議」（平成11年度に設置した子育て支援協議会を平成30年度に名称変更）において、住民・関係団体・有識者による検討を重ね、策定しました。

### 【保護者意向の反映】

本計画の策定に先立ち、未就学児の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育てに関するニーズ、日常生活の実態等を把握するため、「子ども・子育てに関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、計画案に対する意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

#### ◇ニーズ調査

項目	保護者調査	未就学児童調査	小学生調査
調査対象	町内に居住するすべての未就学児童または小学生（1～6年）児童の保護者 【抽出基準日】 令和元年6月1日	町内に居住するすべての未就学児童の保護者 【抽出基準日】 令和元年6月1日	町内に居住するすべての小学生（1～6年）児童の保護者 【抽出基準日】 令和元年6月1日
調査方法	○保育園のみ、または保育園及び小学校を利用している世帯は、保育園に配付を依頼 ○小学校のみを利用している世帯は、小学校に配布を依頼 ○保育園を利用していない、または町外幼稚園・町外小学校のみを利用している世帯は、郵送配付 ※回収は、郵送または保育園、小学校、学童保育会に提出等		
調査期間	令和元年7月4日～7月19日（16日間）		
配付数 回答数 （回答率）	配付：157人 回答：105票（66.9%） （※上記以外に白票4票）	配付：124人 回答：87票（70.2%）	配付：146人 回答：98票（67.1%）

#### ◇意見公募（パブリックコメント）

調査期間	令和2年1月8日～1月21日（14日間）
実施方法	町ホームページ、防災行政無線による広報 子ども家庭支援センター、保健福祉センター、住民課、氷川図書館、古里図書館及び町ホームページ上で計画案を閲覧し、電子メール、郵送、FAX等による意見提出
意見件数	1件

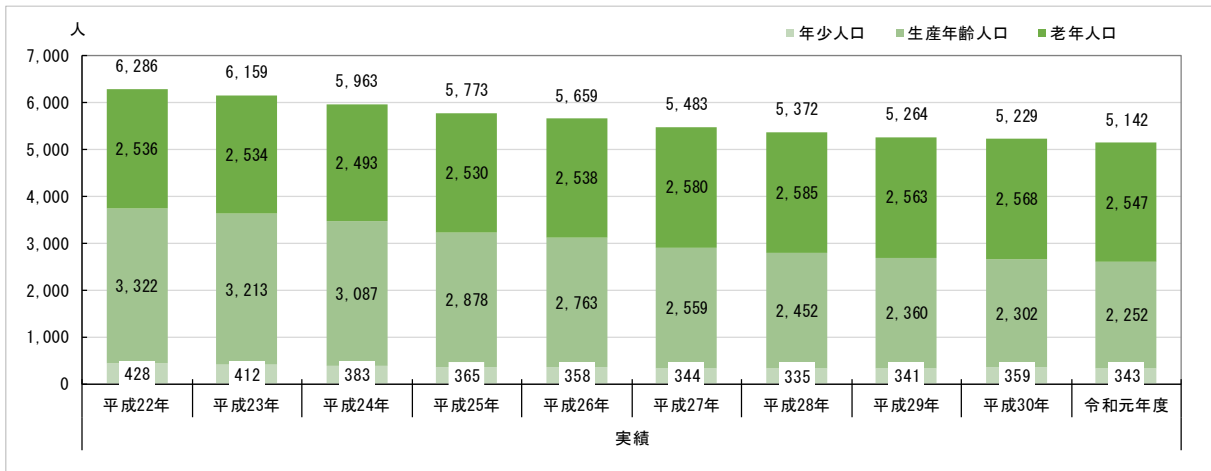
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 人口、児童数

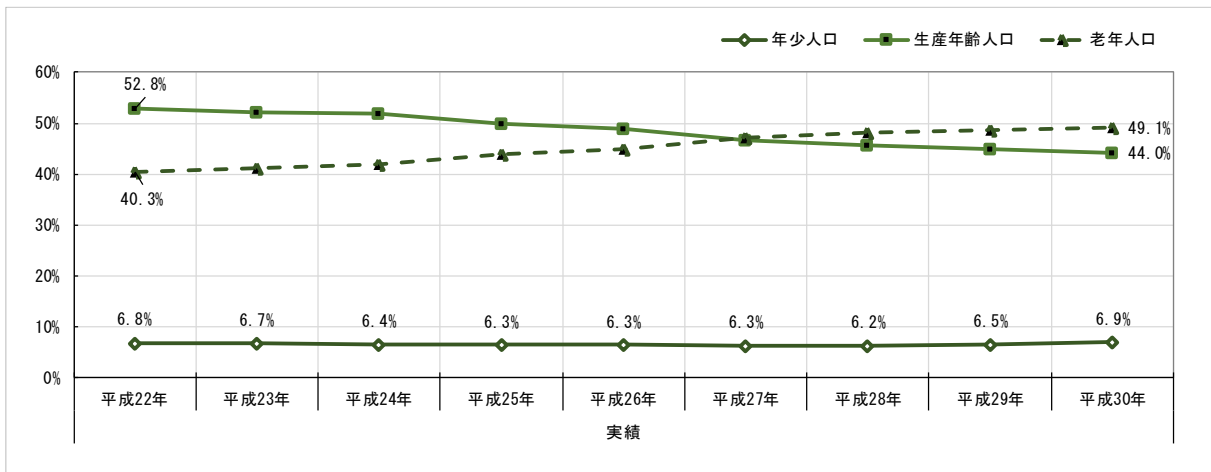
#### (1) 人口の動き

平成22年から10年間の人口（住民基本台帳）をみると、総人口は緩やかに減少しています。未就学児と小学生を含む年少人口（0～14歳児）は、平成26年以降、350人前後の横ばいで推移し、年少人口割合はわずかに上昇しています。

【総人口、年齢3区分別人口（単位：人）】



【年齢3区分別人口割合（単位：%）】

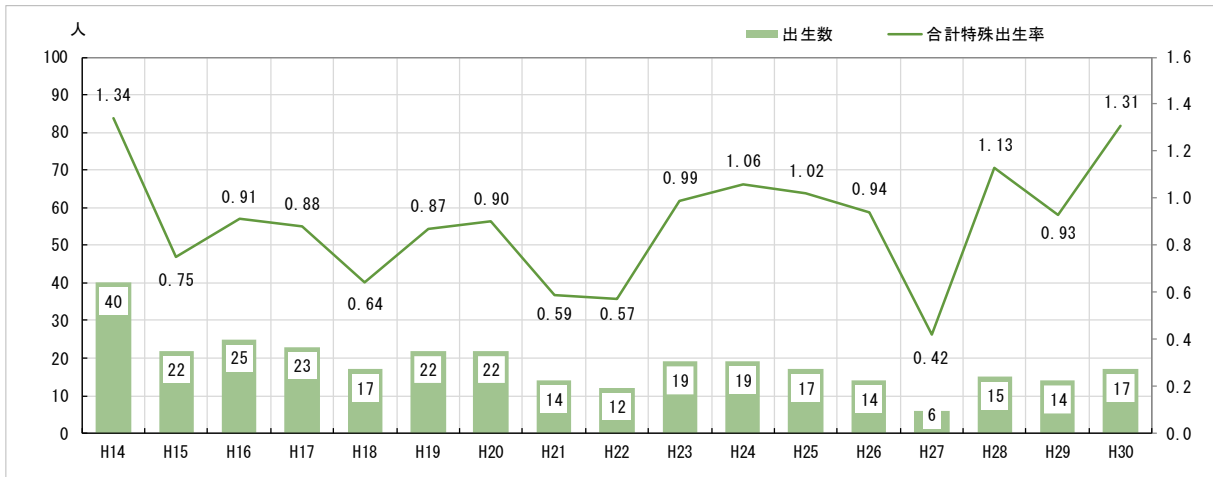


（住民基本台帳／各年4月1日現在）

(2) 出生、転入の動き

年間出生数は20人台から10人台に減少しています。出生数が1桁の年もみられます。合計特殊出生率は低迷していましたが、平成28年からは回復基調がみられます。

【出生数（単位：人）、合計特殊出生率】

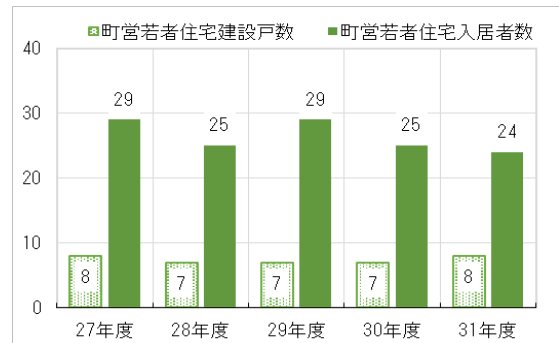


(住民課)

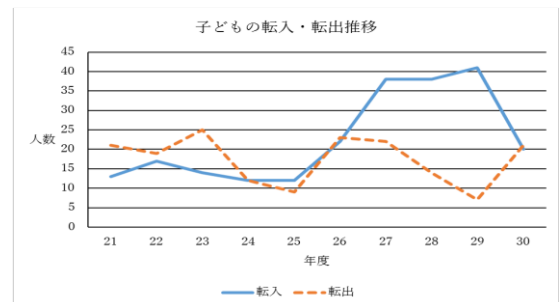
本町では少子化に歯止めをかけるため、子ども子育て支援推進事業等や宅地分譲用地の取得、いなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅の整備、若者定住促進ゾーンへの町営若者住宅を整備しています。(右上の図)

こうした事業を中心として乳幼児のいる家庭を中心に町外からの移住促進を図った結果、子ども(18歳以下)のいる世帯の転入数が平成27年度から大きく伸びました。(右下の図)

【町営若者住宅建設戸数・入居者数（単位：戸、人）】  
(若者定住推進係)



【子ども(18歳以下)の転入・転出数(単位：人)】  
(住民課)

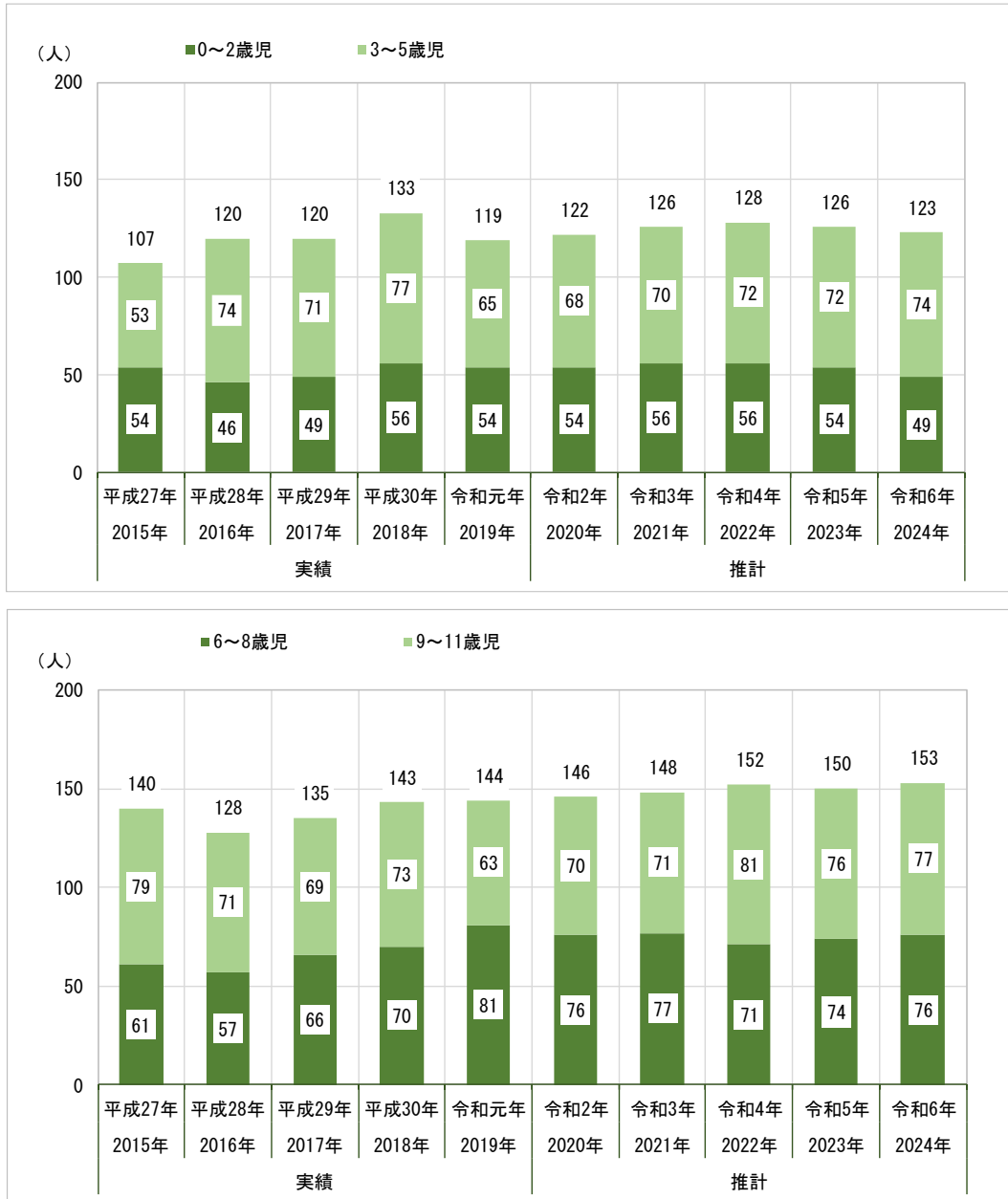


### (3) 子どもの人数の見通し

本計画の対象となる子どものうち、未就学児（0～5歳）は、積極的な少子化対策・若者定住化対策を推進した結果、平成27年度から平成30年度にかけて急激に増加しました。

今後については、出生率自体が低迷していることを鑑み、引き続き、子育て世帯の転入増加を図る少子化対策・若者定住化対策を推進することにより、未就学児（0～5歳）はほぼ横ばい、小学生（6～11歳）は増加を想定します。

【未就学児（上）、小学生（下）の推移と今後の見通し／町全体（単位：人）】



## 2 保育・子育て支援事業等の状況

### (1) 幼児教育・保育の状況

#### ①設置状況

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、全国の保育所や幼稚園等は新制度に基づく幼児教育・保育施設（施設型給付）に移行しました。本町には、新制度に基づく幼児教育・保育施設として、私立保育園が2園あります。

各保育園の利用定員（令和元年度）は、氷川保育園は3号認定（0～2歳児）10人、2号認定（3～5歳児）60人の合計70人です。古里保育園は3号認定（0～2歳児）20人、2号認定（3～5歳児）50人の合計70人です。

また、幼稚園（1号認定（3～5歳児））は町内にはありません。

【幼児教育・保育施設の利用定員（単位：人）】

施設	認定区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
氷川保育園	3号認定（0～2歳児）	10	10	10	10	10
	2号認定（3～5歳児）	60	60	60	60	60
	合計	70	70	70	70	70
古里保育園	3号認定（0～2歳児）	20	20	20	20	20
	2号認定（3～5歳児）	50	50	50	50	50
	合計	70	70	70	70	70

（福祉保健課／各年度）



②利用状況

平成27年度からの保育園児童数（各年4月1日現在）は、町営若者住宅事業を進めたことで利用者数が増加し、両園ともに第1期計画で想定した見込みを大きく上回りました。この他に各年度1～5人が町外の幼児教育・保育施設を利用しています（青梅市等への広域委託）。

また、各年度0～2人が町外の幼稚園を利用しています。

【教育・保育施設の利用状況（単位：人、％）】

	認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
氷川保育園	0歳児 (3号認定)	利用見込み	2	2	2	2	2	
		園児数	1	1	4	1	4	
	1～2歳児 (3号認定)	利用見込み	8	6	6	6	5	
		園児数	12	13	12	19	17	
	3～5歳児 (2号認定)	利用見込み	19	22	19	19	16	
		園児数	22	26	28	35	25	
	合計	利用見込み	29	30	27	27	23	
		園児数	35	40	44	55	46	
	見込みに対する割合（％）			120.7	133.3	163.0	196.4	200.0

	認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
古里保育園	0歳児 (3号認定)	利用見込み	4	4	4	3	3	
		園児数	1	1	2	2	2	
	1～2歳児 (3号認定)	利用見込み	15	13	12	11	11	
		園児数	16	19	15	17	14	
	3～5歳児 (2号認定)	利用見込み	28	31	28	26	24	
		園児数	29	41	38	38	39	
	合計	利用見込み	47	48	44	40	38	
		園児数	46	61	55	57	55	
	見込みに対する割合（％）			97.9	127.1	125.0	142.5	144.7

※町外からの利用は含まない（福祉保健課／各年4月1日現在）

	認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
管外委託	0歳児（3号認定）	0	1	0	0	0
	1～2歳児（3号認定）	1	0	1	1	0
	3～5歳児（2号認定）	1	4	1	1	1
	合計	2	5	2	2	1

（福祉保健課／各年4月1日現在）

	認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町外幼稚園	3～5歳児 (1号認定)	利用見込み	2	2	2	2	2
		園児数	1	2	2	2	0
	見込みに対する割合（％）			50	100	100	100

（教育課／各年4月1日現在）

## (2) 子育て支援に関する事業の状況

子育て推進係では、子ども家庭支援センターきこりん、保育園、学童保育会、ファミリー・サポート・センター、子どもの各種手当、子どもの医療費助成、ひとり親家庭等に関する事務事業を行っています。

平成30年4月から、「奥多摩町子ども・子育て支援推進条例」に基づく子ども・子育て支援推進事業についても福祉係から移管され、子育て推進係で事業を行っています。

### ①学童保育会

本町の学童保育は、氷川学童保育会（氷川・小河内地区、定員40人）、古里学童保育会（古里地区、定員45人）の2組織を町営で実施しています。

学童保育の利用は低学年（1～3年生）が中心であり、両会ともに第1期計画で想定した利用見込みを概ね上回っています。

【学童保育会の状況（単位：人、％）】

	学年	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
氷川学童保育会	低学年 (1～3年生)	利用見込み	27	22	22	21	21
		児童数	23	19	17	23	26
	高学年 (4～6年生)	利用見込み	4	4	4	4	3
		児童数	6	9	9	8	9
	合計	利用見込み	31	26	26	25	24
		児童数	29	28	26	31	35
見込みに対する割合（％）			93.5	107.7	100.0	124.0	145.8
古里学童保育会	低学年 (1～3年生)	利用見込み	16	12	12	11	13
		児童数	18	16	26	28	34
	高学年 (4～6年生)	利用見込み	2	2	1	1	1
		児童数	0	0	0	3	1
	合計	利用見込み	18	14	13	12	14
		児童数	18	16	26	31	35
見込みに対する割合（％）			100.0	114.3	200.0	258.3	250.0

（福祉保健課／各年4月1日時点）



②子ども家庭支援センター事業

子ども家庭支援センターきこりんの1階は古里出張所、喫茶・談話室を併設しています。

2階は主に子どもの遊び場として開放しており、子どもからお年寄りまで多くの住民が交流する場所となっています。また、2階を利用して子育てに役立つ様々な講座等を、年間を通じて実施しています。

【きこりん2階 年度別利用状況（単位：人）】

利用者区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就学前	1,371	1,226	1,170	1,088	542
小学生	2,606	2,244	1,827	1,664	1,401
中学生	203	289	169	237	160
大人	1,082	1,009	1,016	913	550
合計	5,262	4,768	4,182	3,902	2,653
1日平均	14.6	13.4	12.8	11.7	14.6

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績（福祉保健課）

【講座等の利用状況（単位：人）】

事業	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子育てサロン	実施回数	3	2	3	3	1
	参加者数	46	27	46	46	15
絵本といっしょ	実施回数	12	10	9	8	5
	参加者数	155	83	93	99	47
ぴよぴよ☆ひろば	実施回数	2	1	1	1	1
	参加者数	29	10	3	4	10
キッズ・リトミック	実施回数	10	10	7	6	3
	参加者数	116	77	72	66	38
親子体操	実施回数	8	7	7	6	
	参加者数	104	72	58	47	
あそびの広場	実施回数	3	2	2	2	2
	参加者数	64	31	40	34	24
ママヨガ	実施回数					3
	参加者数					19

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績（福祉保健課）

## ③ファミリー・サポート・センター事業・病後児預かり事業

子ども家庭支援センターでは、子育ての手助けが必要な方（利用会員。町内に在住・在勤する概ね生後6か月から小学6年生までの子どもの保護者）と子育てを手伝ってくださる方（協力会員）が会員となり、住民同士で助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの会員の募集や登録、相互援助活動の調整等を行っています。なお、利用会員と協力会員の両方を兼ねてできる方を両方会員といいます。

会員は、利用会員、協力会員ともに平成27年度から増えています。

協力会員及び病後児サポーターには定期的に研修を実施し、知識と技能の向上に努めています。

【会員数、研修活動の状況（単位：人、回）】

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録	利用会員	35	40	43	46	45
	協力会員	61	65	71	69	68
	両方会員	31	35	26	27	27
研修	実施回数	5	5	5	5	3
	参加者数	77	95	103	77	36

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績

（福祉保健課）

ファミリー・サポート・センター活動は、保育施設までの送迎、帰宅後の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり等を会員同士で行っています。定期的に利用していた方の利用がなくなったため、平成29年度から件数が大幅に減少しています。

【活動状況（単位：回）】

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ファミサポ活動	保育園への送り	119	113	12	2	0
	子どもの習い事等の場合の援助（送迎等）	16	2	6	4	4
	保育園登園後の迎え及び帰宅後の預かり	2	39	6	6	1
	保護者等の外出の場合の援助	2	5	10	3	0
	宿泊	2	0	8	0	0
	その他	31	0	0	0	5
	合計	172	159	42	15	10
病後児預かり事業活動 援助回数		0	0	0	0	0

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績

（福祉保健課）

④育児支援家庭訪問事業

母親の心身が不安定な産前や産後の時期に家事や育児が困難な妊産婦を対象に育児支援ヘルパーを派遣する育児支援家庭訪問事業を行っています。平成27年度以降の利用はありません。

⑤相談業務

子ども家庭支援センターの主要事業である相談業務は、緊急に対応が必要なケースが増加しています。最近では、特に養護・被虐待、養護・その他の相談が増加しています。

【活動状況（単位：件）】

事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規相談内容	養護・被虐待	3	3	1	10	13
	養護・その他	3	0	9	7	6
	非行・ぐ犯	1	0	0	1	0
	性格・行動	3	0	2	2	0
	育成・しつけ	1	5	0	1	4
	養育困難・家庭環境	0	10	0	0	0
	特定妊婦	0	0	2	0	1
	その他	0	2	2	0	1
	合計	11	20	16	21	25
対応 新規相談	助言指導	0	0	1	4	3
	継続指導	11	20	15	17	22
	合計	11	20	16	21	25
経路別新規相談受付	児童相談所	0	0	1	4	0
	区市町村	3	0	5	2	3
	家族・親戚	4	10	4	7	4
	近隣・知人	1	0	0	1	1
	学校	0	0	4	1	13
	保育園	3	0	0	4	2
	保健福祉センター	0	10	2	2	0
	警察署	0	0	0	0	2
	合計	11	20	16	21	25

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績

（福祉保健課）

相談への対応は、ケース毎に要保護児童対策地域協議会実務者会議兼ケース検討会議を適宜開催し、関係機関と連携を図りながら、子どもの安全を第一に対応にあたっています。

【要保護児童対策地域協議会の開催状況（単位：回）】

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代表者会議	1	1	1	1	0
実務者会議兼ケース検討会議	5	1	5	5	3
合計	6	2	6	6	3

※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績（福祉保健課）

### （3）経済支援等の給付状況

本町では、国や都の事業と連動しながら子育て世帯への経済支援を実施するとともに、町独自に子ども・子育て支援推進事業を行い、支援の一層の充実を図っています。

令和元年度現在、経済支援等の給付状況は次の通りです。

【経済支援等の給付状況】

区分	事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ひとり親家庭	児童扶養手当事業	人	21	20	23	17	17
	児童育成手当	人	34	33	33	29	29
	ひとり親家庭医療費助成事業	人	36	45	52	48	39
	ひとり親家庭等の親への自立支援、就業支援 （母子父子自立支援員の設置）	人	1	1	1	1	1
	高等職業訓練促進給付金 （生活費の補助）	件	0	0	0	0	0
	高等職業訓練促進費資金貸付 （入学準備金）	件	0	0	0	0	0
子育て世帯	児童手当支給事業	人	112	157	171	170	164
	乳幼児・子ども医療費助成事業	人	357	357	373	359	343
	子ども・子育て支援推進事業	世帯	745	752	732	819	615
	若者定住応援補助金等制度	人	16	12	11	7	4
	小中学校児童・生徒通学費補助金	人	116	111	130	139	51
	小・中学校の就学援助	人	15	16	19	24	16
	受験生チャレンジ支援貸付事業	人	3	0	4	0	0

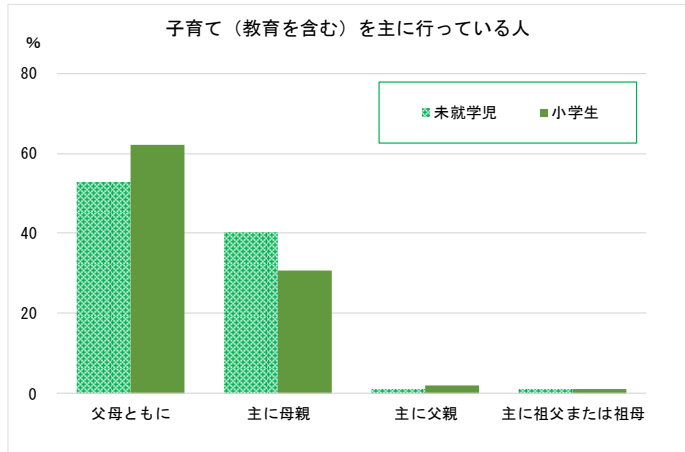
※令和元年度は半年間（4月～9月）の実績（福祉保健課）

### 3 これからの主な課題

未就学児の保護者と小学生の保護者を対象に実施したニーズ調査結果から、これからの子育て環境や子育て支援に向けた課題をまとめました。

#### ア 妊娠から出産後にかけて、特に母親に寄り添う支援が期待されている

保護者調査では、子育ての担い手は「父母ともに」(57.8%)が最も多くなっています。未就学児では「主に母親」(40.2%)が小学生よりも多く、乳幼児期は母親の役割がより大きくなっています。(図)



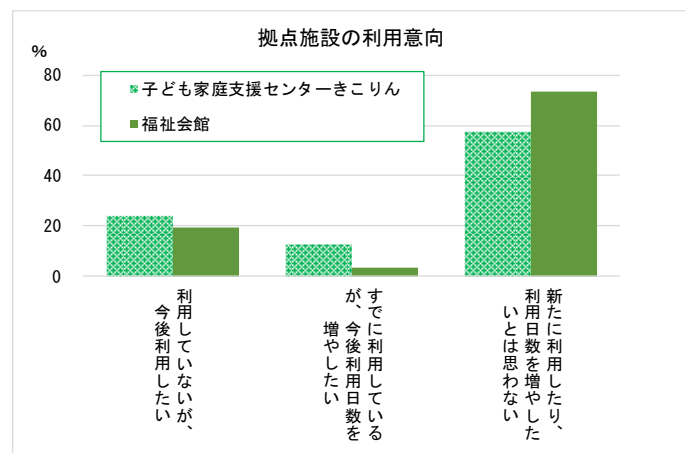
0歳児の保護者は他の年齢に比べて「育児の方法がよくわからないこと」(21.4%)が多く、出産後の育児にやや不安を抱えています。また、子どもと

家庭に関する相談も増えていることから、妊娠期から乳児期の母親に寄り添い、切れ目なく、相談や支援が重要になります。

#### イ きこりんの利便性を生かし、子育て拠点機能を向上することが重要になる

未就学児調査では、古里地区、氷川・小河内地区ともに地域子育て支援拠点施設である「子ども家庭支援センターきこりん」をよく利用しています。

今後の利用意向(図)は、「利用していないが、今後利用したい」が「子ども家庭支援センターきこりん」(24.1%)、「福祉会館」(19.5%)です。



今後、子ども家庭支援センターきこりに子育てで家庭から何でも相談できる

「ワンストップ」的な機能をもたせることで、住民の利便性だけでなく、事業の効率性も高まります。なお、きこりんの機能向上には、関係部署・機関との連携強化、人員体制等が必要です。

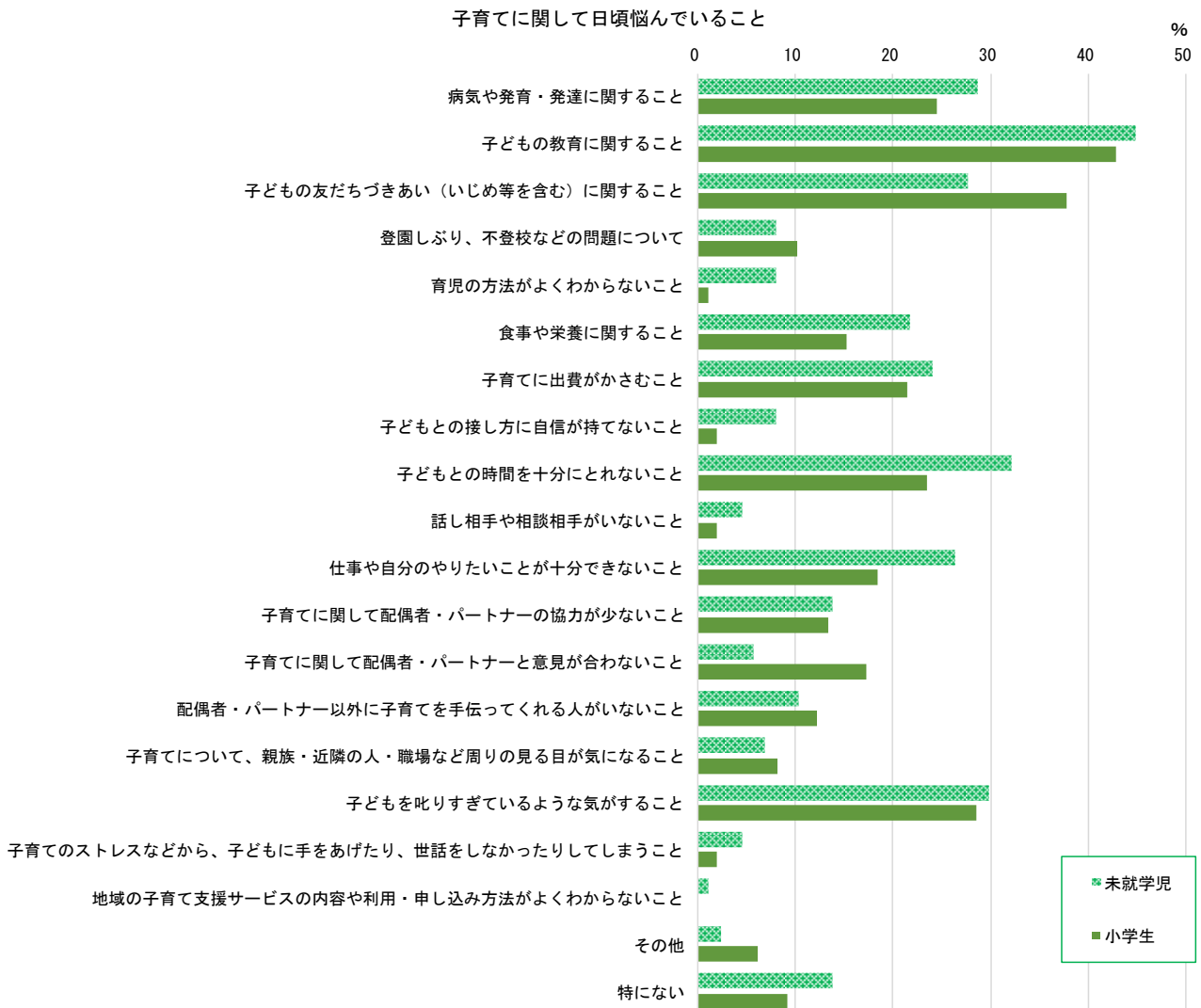
ウ 教育の充実、家庭内で協力し合う気運、悩みを把握する関係づくりが重要になる

保護者調査では、子育てに関して日頃悩んでいること（図）の1位は「子どもの教育に関すること」であり、未就学児及び小学生の保護者ともに教育への関心の高さがうかがえます。

2位は未就学児では子どもと過ごす時間を、小学生では子どもの友人関係です。3位は未就学児及び小学生の保護者ともに自らの躰が気になっています。

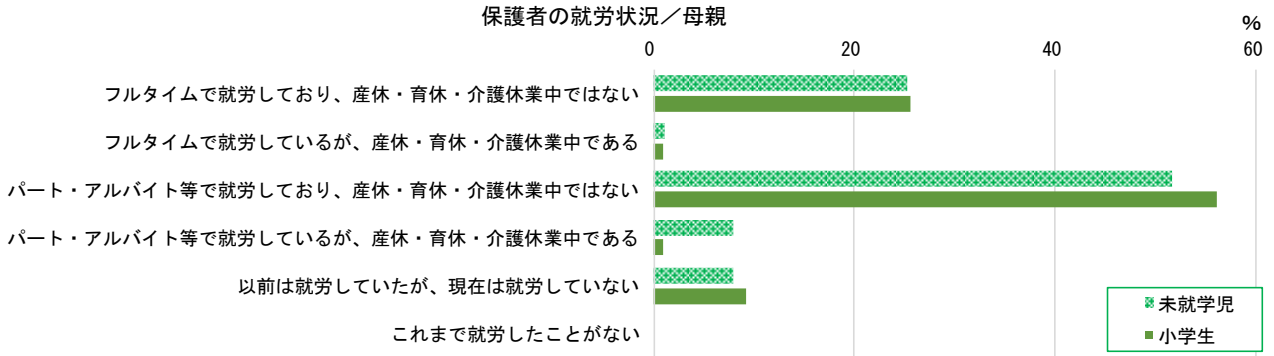
この結果から、少人数の環境を存分に生かして、保育園と小学校におけるきめ細かな教育と社会性の育成等に、なお一層、取り組むことが期待されています。

また、家庭内でお互いに協力し合う町全体の雰囲気づくりや、保護者の不安や悩みを早い段階で把握するよう、支援者との関係づくりも重要になります。

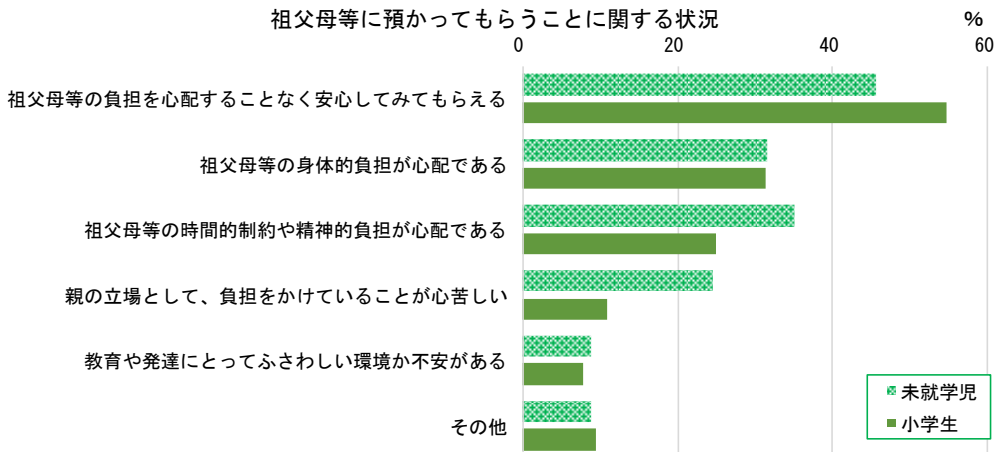


エ 高い就労率を踏まえ、緊急時対応やストレス軽減への支援が期待されている

未就学児の保護者調査では、パート等を中心とする『共働き（産休・育休中を含む）』が8割に上ります（図）。今後の就労意向も概ね現状通りです。



子どもを預かってもらえる「親族」（67.8%）、「友人・知人」（19.5%）で8割に上り、「いずれもない」（18.4%）は2割弱です。ただし、4割程度の人が親族に預ける際に心苦しさを感じています（図）。

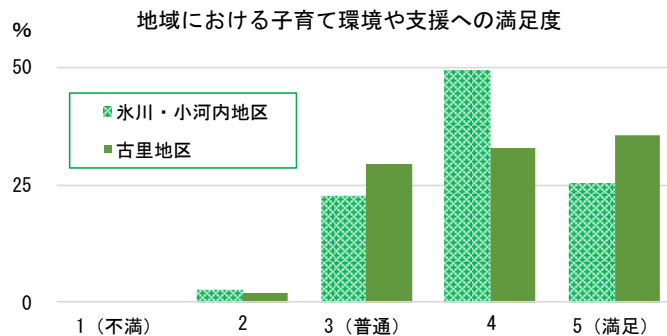


保護者が就労している子育て家庭が多く、また、職場が町外にあることも多いと考えられます。そうした中、子どもの病気や保護者の用事等の際、親族に預ける以外の支援を希望するケースとして、子どもの緊急時を「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（42.3%）、保護者の私用等で不定期の一時預かりを「利用したい」（23.0%）という希望がみられます。

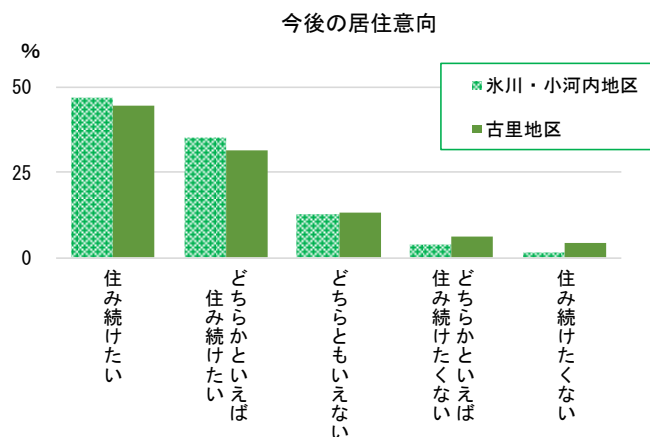
保護者の就労や様々な要望を十分に精査しながら、限られた地域資源の中で緊急時対応やレスパイト（保護者の休息、リフレッシュ等）の充実を図り、子育て環境における大きな安心感につなげるとともに、児童虐待やネグレクト（放棄）の未然防止につなげていくことが重要になります。

オ 地域や関係機関と連携し、満足度と居留意向をさらに高める工夫が期待されている

保護者調査から、住まいの地域における子育ての環境や支援の評価をみると、「4（やや満足）」と「5（満足）」を合わせた『満足度』（5段階評価）は、氷川・小河内地区 74.7%、古里地区 68.4%と、両地区とも7割前後と高くなっています（図）。



奥多摩町への居留意向は、氷川・小河内地区 82.2%、古里地区 76.5%であり、両地区とも8割前後と高くなっています（図）。



保育所の利用意向については、利用日数、開始時刻は概ね希望通りです。土曜日や日曜・祝日の利用希望をみると、「月に1~2回は利用したい」が土曜日（40.2%）、日曜・祝日（23.0%）となっています。また、小学校入学時は「学童保育を利用する」（87.5%）を希望しています。この他、経済的支援への希望もみられます。

こうした保護者の意見・要望を踏まえ、保育所運営や子育て支援事業の改善や充実を図る必要があります。

また、子育て環境の高い満足度をさらに高めるよう、本町にしかない魅力を子育て支援に生かし、「子どもを育てたい」や「ここに住んで、子どもを育てて良かった」と評価され、転入増加につながる環境づくりに向けて、地域や関係機関と連携して工夫していくことが期待されています。



## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

本町では2つの視点から、地域全体で子どもと子育てを応援する環境づくりを進めています。

- すべての子どもが健やかに成長する幼少期の環境づくり（子どもの最善の利益の実現）
- すべての親が安心できる子育て支援（一人ひとりの子どもと子育て家庭に寄り添う）

本計画においても2つの視点を継承し、生まれてくる子ども達も、移住してくる子ども達も、本町のゆとりある住環境と豊かな自然の中でたくましく成長すること、そして、すべての親が安心して子どもを産み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現して子どもを育てることを、地域、学校、関係機関、行政が協力して地域全体で応援することを目指します。

こうした本町の子育て支援の基本理念（基本的な考え方）を次のように表現します。

<基本理念>

まちぐるみで育てよう たくましい親子

## 2 施策体系

基本理念

まちぐるみで育てよう たくましい親子

基本理念の実現に向けた方針と施策

	方針	施策
第4章 施策の展開	方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援	施策1.1 子育て支援のネットワーク・相談体制の充実
		施策1.2 地域における子育て支援拠点の充実
		施策1.3 経済的支援の取り組み
		施策1.4 障害児施策の充実
	方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現	施策2.1 保育サービスの充実
		施策2.2 子育て支援サービスの充実
		施策2.3 ワーク・ライフ・バランスの推進
	方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援	施策3.1 子どもや母親の健康の確保
		施策3.2 「食育」の推進
		施策3.3 思春期保健対策の充実
	方針4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援	施策4.1 児童の健全育成の推進
		施策4.2 学校の教育環境の充実
		施策4.3 家庭や地域の教育力の向上
	方針5 安心して子育てができる生活環境の整備	施策5.1 住環境の整備
		施策5.2 交通安全と防犯・防災活動の推進
	子ども・子育て支援事業計画	1 教育・保育提供区域
		2 教育・保育の利用見込みと提供体制
3 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと提供体制		
4 教育・保育の一体的提供等の推進		
第5章 新・放課後子ども総合プラン	新・放課後子ども総合プランの具体的方策、目標等	

庁内関連部署の連携と事業の相乗効果を高め、子育て支援施策を一体的に推進する

### 3 計画の推進

#### (1) 計画の推進体制

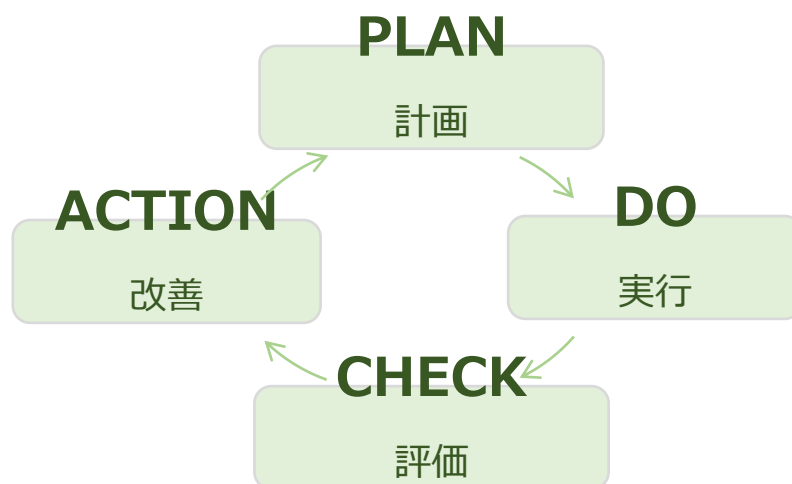
子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する住民及び役場職員の意識啓発を行います。

また、庁内関連部署の連携による機能強化を図り、事業実施に際して相乗効果を高めるような工夫を行う等、子育て支援施策を一体的に推進します。

#### (2) 計画の進捗管理

- 毎年度、計画の進捗状況をとりとまとめ、住民、関係団体、有識者等で構成する「子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行います。
- とりまとめ結果及び評価結果は、ホームページ等を通じて住民に公表します。
- 計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。
- 「利用見込み」や「提供体制」に大きな変化が見込まれる場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画・実行・評価・改善のPDCAサイクル】



## 第4章 施策の展開

### 方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援

#### <これまでの主な取り組み>

- 平成30年度から「子ども・子育て会議」に名称変更し、新たな活動を始めている。
- 子どもと家庭に関する相談件数は増加している。
- 児童虐待防止マニュアルを作成し、対応にあっている。
- 令和元年度から心理専門の相談員が保育園・小中学校に巡回指導を行っている。
- 少子化対策として、子育て世帯に対する積極的な経済的支援を実施している。

#### 施策1.1 子育て支援のネットワーク・相談体制の充実

転入してきた子育て家庭を含め、子育てや暮らしの不安や悩みを抱える家庭が増えていることから、相談への対応と継続的な支援体制の強化に向けて、子ども家庭支援センターと保健師等との連携を中心に、関係機関との連携強化、専門家による支援の拡充を図ります。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
子ども家庭支援センターの運営	子どもと家庭に関する相談窓口として、児童虐待防止や孤立防止の対策としての事業の展開とともに、出張所機能や談話室等も合わせて運営することで地域の異世代交流の場とします。 町外からの転入も増えたことにより、転入者と地元の方が交流できるような運営を行います。	継続	子育て推進係
子ども・子育て会議の活動促進	保育所の長、民生・児童委員、学校関係者、医療関係者、スポーツ推進委員、保健推進員、一般公募住民からなる会議を設置し、子育てに係る総合的な調査・検討を継続して行います。	継続	子育て推進係
要保護児童対策地域協議会の運営	要支援児童家庭に対して家庭訪問や面談を行う等、支援をしていきます。	継続	子育て推進係

事業等	概要	区分	所管課等
関係機関による地区連絡協議会 (四者協)	民生・児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係者により、地域の児童について情報交換や協議を行います。 関係機関が情報を共有することで、相互理解を深め、協働関係を強化し、地域の児童を見守ります。	継続	福祉係
要支援児童家庭への支援	通告や相談等で得た情報により、受理会議を行い、要支援児童家庭となった対象家庭に対して家庭訪問や面談等を行い、見守り指導をしていきます。 要支援児童家庭で行っている様々な問題が家庭訪問や面談等を行うことにより、改善されます。	継続	子育て推進係
心理・発達相談の実施	安心して子育てを行えるよう子どもの発達や心理相談を心理専門の相談員が対応します。	継続	子育て推進係
臨床心理士の巡回	臨床心理士が保育園・小中学校を巡回し、子どもの成長を保育士及び先生、ご家庭と連携し、支援します。	継続	子育て推進係
相談員の配置	子ども家庭支援センターの相談員が0歳～18歳未満の子どもと家族に関するあらゆる相談に応じています。	継続	子育て推進係

### 施策 1.2 地域における子育て支援拠点の充実

自然や拠点施設等の地域資源を生かし、子どもや親子に安全で“奥多摩らしい”遊び場を提供します。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
安全な遊び場の整備	子育てしやすい環境づくり、安全で利用しやすい遊び場の点検・改修を行います。	継続	社会教育係
町内施設を活用した子育て支援の充実	あそびの広場や子育てサロン等で奥多摩の自然を活用した事業を開催します。	継続	子育て推進係

### 施策 1.3 経済的支援の取り組み

安心して子どもを産み育てる生活を支え、親子が自立した環境で暮らすよう、また、少子化対策として子育て世帯の移住促進につながるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減に、より一層、取り組みます。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
子ども・子育て支援推進事業	子育て世帯への経済的支援を行います。子ども・子育て支援推進事業の15事業（*下記）の見直し等を行い、効果的な事業を実施していきます。	継続	子育て推進係
ひとり親家庭医療費助成事業の実施	ひとり親家庭等の保健・福祉の向上に寄与することを目的に医療費の一部を助成します。	継続	子育て推進係
乳幼児・子ども医療費助成事業の実施	0歳～15歳までの子どもを養育している方に対し、その医療費の全額を助成します（入院時の食事負担分と保険外診療分を除く）。 基準所得を超えた世帯に対しても町単独で助成を行います。	継続	子育て推進係
小中学校児童・生徒通学費補助金	中学校統合に伴い古里地域の通学方法を見直し、小学校を含めて対象地域を拡充して、公共交通機関の定期券を無償で支給します。	継続	学務係
若者定住応援補助金等制度	定住を目的とした住宅の新築・改築や購入に係る費用に対する補助金を交付します。	継続	若者定住推進係
小中学校児童・生徒保護者補助金	宿泊行事等に係る保護者負担の一部もしくは全額を補助します。	継続	学務係
保育園への副食費助成	保育園を利用する保護者の副食費負担を無くすため、副食費相当全額を保育園へ助成します。	継続	子育て推進係

#### （\*）子ども・子育て支援推進事業の15事業

産後健康診査等充実事業、インフルエンザ予防接種費用一部助成事業、ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業、保育園保育料助成事業、学童保育会育成料助成事業、ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業、多子家庭水道料金一部支援事業、高校生等通学定期代助成事業、高校生等通学支援事業、学校給食費助成事業、入園・入学・進学等支援事業、不妊検査・不妊治療助成事業、不育治療助成事業、高校生等医療費助成事業、中学生制服等支援事業

### 施策 1.4 障害児施策の充実

障害児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、切れ目のない総合的な取り組みを推進します。また、支援の必要な子の相談窓口を、保健福祉センターを中心に充実し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行います。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
精神障害者・高次脳機能障害者の一般相談事業	精神障害者及び精神的な病気や不安のある人、高次脳機能障害のある人、高次脳機能障害の疑いのある人、その家族を対象に相談を受け付けます。	継続	福祉係
身体障害者日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にすることを目的として、日常生活用具の給付等を行います。	継続	福祉係
障害者福祉サービス事業	障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とする介護給付や訓練等給付等のサービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。 また、在宅での生活等を支援するために補装具の給付事業を行います。	継続	福祉係
重度心身障害者タクシー乗車料金等助成事業	重度の障害者(児)がタクシーまたは介護者の車を利用し、外出する際の障害者(児)及び保護者等の経済的負担を軽減し、社会参加を促進します。	継続	福祉係
福祉サービス(障害編)の周知	障害に係る本町のサービス等をわかりやすく説明した冊子やリーフレットを作成し、希望する方に配布します。	継続	福祉係
障害者自立支援医療費(育成医療)給付事業	身体障害者(児)が、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって障害の改善が見込まれるものに対する費用に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	継続	福祉係
障害者虐待防止センター事業	障害者(児)虐待防止のために、障害者虐待について情報提供とともに、相談対応を行います。 障害者虐待の通報があった場合には被害が最小限になるように対応します。必要に応じて、一時保護施設の紹介・関係機関と連携し、障害者(児)を支援します。	継続	福祉係
奥多摩町障害者地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを設置し、障害者(児)が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。	継続	福祉係

事業等	概要	区分	所管課等
障害者のライフプラン相談事業	障害者(児)とその家族が将来について考え、将来への不安の軽減と、保護者の支援が困難になった際に円滑な支援を導入できるよう、支援の計画的な利用を検討する相談事業を行います。	継続	福祉係
身体・知的障害者相談員の設置	身体・知的障害者及びその家族等が相談員となります。障害者に対する地域住民への認識と理解を深めるための活動を身体障害者自身、知的障害者の家族から選出し、町長が委託します。	継続	福祉係
障害者移動支援事業	障害者(児)に社会生活上、不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時にガイドヘルパーを派遣し、障害者(児)の利便性の向上を図ります。	継続	福祉係
障害者コミュニケーション支援事業	障害者(児)に社会生活上、不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、聴覚等の障害により意思疎通が困難で手話が利用できる障害者(児)に対し、手話通訳者を派遣し、社会参加の促進を図ります。	継続	福祉係
身体障害者住宅改修事業の充実	在宅の重度身体障害者(児)の日常生活の利便を図ります。それにより、在宅の重度身体障害者(児)の日常生活の安全性・利便性が確保され、介助者の負担が軽減されます。	継続	福祉係
地域自立支援協議会運営事業	障害者施策等、様々な課題について幅広い関係者による検討を行うため、行政、町内の関係機関等と連携を図る地域自立支援協議会を運営し、具体的に障害者に対する施策の執行、検討、また、就労やサービスの向上等の課題を検討します。	継続	福祉係



## 方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現

### <これまでの主な取り組み>

- 保育園の食物アレルギー児対策等に新たな支援を行っている。
- 令和元年度、古里学童保育会を男女別トイレに改修し、保育環境を改善した。
- 平成30年度から、ファミリー・サポート・センターの年齢上限を小学校4年生から6年生に引き上げた。
- 未就学児の親子対象の各種教室、子育てサロン等を年間を通じて実施している。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発チラシ配布やイベントの開催案内等、積極的に広報・啓発に努めている。

### 施策2.1 保育サービスの充実

共働き家庭が多い中、子育て家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を支援し、子どもの健やかな成長を応援するため、未就学児及び学童の保育環境の質を高めます。

また、子育て中の様々な保育ニーズに応えるファミリー・サポート・センター事業等の充実を図ります。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
病後児保育事業への支援	病後児保育を必要とする満1歳児から小学校6年生までを病後児保育施設にて預かります。	継続	子育て推進係
学童保育会の充実	放課後帰宅しても保護者が就労等のために家にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ります。 対象者は小学1年生から6年生、開所時間は下校時から18時半まで、長期休暇中は8時から18時半までとします。	継続	子育て推進係
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が会員となって保育施設までの送迎や、買い物等で外出の際にお子さんを預かる等、24時間体制（宿泊対応）で実施します。	継続	子育て推進係
保育事業への支援（町単独加算分）	保育施設への町単独加算分の補助をします。保育事業の運営等を支援することにより、在園児等の保育の充実を図り、乳幼児の健全育成を図ります。	継続	子育て推進係

## 施策 2.2 子育て支援サービスの充実

すべての親子が豊かな自然環境の中で楽しく、安心して子育てができるよう、地域において自然と触れる機会や親子が交流する機会を増やします。

### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	家事または育児等の日常生活に支障をきたしている中学生以下の児童のいるひとり親家庭を対象に、家事等の援助を行うホームヘルプサービス事業の周知を図り、利用を促進します。	継続	子育て推進係
福祉サービス（母子・子育て編）の周知	町で実施している「児童福祉」「子育て支援」に係る各種サービス事業を分野別にわかりやすく説明した冊子を作成し、18歳未満の子どもがいる全家庭に配布します。	継続	子育て推進係
自主保育グループへの支援	自主保育グループの活動拠点の提供や、自主保育グループへの活動支援を行います。	継続	子育て推進係
子育てにおける奥多摩の良さのPR	あそびの広場や子育てサロン等で奥多摩の自然を活用した事業を開催し、奥多摩の良さを周知していきます。	継続	子育て推進係
ぴよぴよ☆ひろば	未就学児とその保護者に安全で安心して遊べる場所の提供をします。	継続	子育て推進係
絵本といっしょ	未就学児とその保護者を対象に相談員による絵本の読み聞かせや、紙芝居、ペープサート（紙人形劇）、手遊びを行います。	継続	子育て推進係
あそびの広場	昔懐かしいおもちゃ遊び等を主に小学生を中心に地域の大人から教わったり、理科教室では理科に興味を持つような遊びをしながら、同年代の子ども同士の間わり方等を学びます。	継続	子育て推進係
ママヨガ	自分の体に向き合う時間を持つことで、心と体のリフレッシュを図り、参加者の交流も図ります。	継続	子育て推進係
子育てサロン	親子のコミュニケーション、リフレッシュ、世代を超えた交流の場となる事業を講師等を招いて開催します。	継続	子育て推進係
出生お祝い記念品贈呈事業	町内にお住まいの方が子どもを出産した時に、出生の記念品を贈呈します。	継続	総合窓口係

### 施策 2.3 ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての子育て家庭が自分達らしいワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）ができるよう、家庭、地域、職場における男女共同参画社会の普及を図ります。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
男女共同参画社会の推進	男女共同参画をテーマとした講演会等を青梅市と協力して開催し、男女平等参画の理解と意識向上を図ります。	継続	企画調整係
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進	広報等を活用して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を推進します。	継続	企画調整係



### 方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援

#### <これまでの主な取り組み>

- 平成27年以降、妊婦全員が妊婦健康診査を受診して出産しており、妊産婦・新生児の死亡はない。
- 乳幼児及び保護者の定期的な健康診査、訪問指導、定期予防接種を計画通り実施している。
- 母親学級（母性科）、母子健康相談は、定期開催と希望に応じて随時実施している。
- 学校給食センターの栄養士による食育授業、夏休み前に親子料理教室を実施している。
- 保育園で親子参加のウエルカムランチを実施、「食」を勉強する機会を毎年実施している。

#### 施策3.1 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から出産にかけて、各種健診や保健指導及び状況に応じた訪問指導を実施し、妊娠中の異常や疾病の早期発見、妊婦の健康維持・増進、不安の軽減を図ります。

産後間もなくから保健師が継続的に母子の健康増進に関わり、育児不安等を早期に解消するとともに、児童虐待の未然防止につなげます。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
妊産婦健康診査	妊産婦・乳児の死亡の防止・流早死産の防止並びに心身障害児の発生を予防することを目的に健康管理を行います。 妊婦健康診査受診券の配布を14回行うことで、確実に対象者が健診を受けられるようにします。	継続	健康係
妊婦精密健康診査	妊婦健診の結果、診断の確定のために精密な検査が必要であると診断された方に対し、専門医療機関の協力を得て実施します。	継続	健康係
妊産婦訪問指導	妊娠中あるいは産後に必要な事項について、家庭を訪問して適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことを支援します。	継続	健康係
新生児訪問指導	新生児の発育・栄養等育児上重要な事項について家庭を訪問して適切な指導を行い、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言します。 母子ともに健康状態の確認及び育児上必要な情報提供を行い、安心して育児ができるよう支援します。	継続	健康係

事業等	概要	区分	所管課等
こんにちは赤ちゃん訪問	原則として生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師が訪問し、育児不安や産後うつ等の様々な問題の相談にのり、支援を行います。	継続	健康係
乳児精密健康診査	町で実施する乳児健診の結果、精密検査が必要と思われる乳幼児に対し、専門医療機関において、精査を行います。	継続	健康係
妊産婦・乳幼児保健指導	経済的理由により保健指導が受け難い妊産婦・乳幼児に対して、必要な保健指導を受ける機会を提供します。一般保健指導と歯科保健指導を行います。	継続	健康係
乳幼児の定期健康診査未受診者フォロー	乳幼児健診を何らかの事情で未受診のまま経過した乳幼児に対し、電話や家庭訪問を行い、健康状態・成長発達の確認や育児相談・保健指導を行います。	継続	健康係
乳幼児発達健康診査	一般健診の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学の立場から発達に重点を置いた健診を行い、障害の早期発見、早期療育を図ります。	継続	健康係
乳幼児経過観察健康診査（心理）	一般健診の結果、心理面で要経過観察と判断された乳幼児について、定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めます。	継続	健康係
3～4か月児健康診査・産婦健康診査	乳児の発育・発達の確認及び疾病・異常を早期に発見し、適切な治療につなげるとともに、母親の心身の健康状態を確認し育児支援を実施することを目的に、診察、集団指導、相談等を行います。	継続	健康係
6か月児・9か月児健康診査	乳児の発育・発達の確認及び疾病・異常を早期に発見するため、身長・体重の計測、診察等を行います。	継続	健康係
1歳6か月児健康診査	運動機能、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な保健指導を行い、健康の保持増進を図ります。 虫歯の初期時期でもあるので歯科健診も併設し、それに基づく指導・相談を行います。	継続	健康係
1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月児健診において精密検査が必要と思われる方に、専門医療機関において精査を行います。	継続	健康係
3歳児健康診査	身体発育及び精神発達の面からみて最も重要な時期である3歳児に総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図ります。	継続	健康係

事業等	概要	区分	所管課等
3歳児精密健康診査	3歳児健診の結果、精密検査が必要と思われる幼児に対し専門医療機関において精査を行います。	継続	健康係
5歳児健康診査	就学前1年間にある幼児を対象に専門医による集団健診を実施し、支援を要する幼児を把握して必要な支援を実施するとともに、必要時専門医療機関への療育へつなげ、就学前の早期対応を行います。	継続	健康係
乳幼児歯科相談・ 歯科健康診査	3～6か月毎に歯科健診の機会を設け、栄養指導・歯磨き指導・予防処置・虫歯の進行止め薬剤の塗布を行い、虫歯の早期発見と対象に応じた虫歯予防の生活習慣について指導します。	継続	健康係
定期予防接種	感染リスクの高い乳幼児の重症化や流行を予防するために、定期予防接種を法律に基づき実施します。	継続	健康係
母親学級（母性科）	親となる心構えを伝えること、妊娠中の不安の解消、妊娠中や産後の過ごし方を学ぶことを主な目的に、妊婦体操・歯科健診・栄養指導・保健指導等を行います。仲間づくりの場として機会を提供します。	継続	健康係
母親学級（育児科）	就学前の子を持つ親子を対象に育児について幅広く学んだり・体験したりする機会を設け、育児支援の一環とします。同年代の子ども同士が集まる場とし、友達づくりを支援します。	継続	健康係
母子健康相談	育児に対する不安の解消を目的に母子健康相談を行う他、希望者には身長・体重の測定を行います。	継続	健康係
フッ化物洗口事業	口腔内の健康を保ち、生涯健康な生活を送るための基礎づくりを幼児期から行い、生活習慣病予防の基盤とする。親子の歯への健康意識を高めます。	継続	健康係
任意予防接種	感染症罹患予防と公衆衛生の保持のため、個別通知により予防接種の必要性の普及・啓発を行うとともに、各医療機関に委託して随時予防接種を受けられるようにします。	継続	健康係
未熟児養育医療	未熟児を持つ世帯の経済的な負担の軽減、心理的不安の軽減を図ることを目的に、認定審査等を実施し、その結果に基づき入院治療を受ける場合等に、その治療に要する医療費を軽減します。	継続	健康係

### 施策 3.2 「食育」の推進

子どもの健やかな心と体の発達に欠かせない食育の機会を保育園、学校、地域において増やし、家庭での正しい食生活につなげます。

食育の機会を通じて異世代交流を図り、自然の恵みへの感謝と奥多摩町ならではの食文化の継承につなげます。

#### ＜主要事業＞

事業等	概要	区分	所管課等
乳幼児離乳食講習会	乳幼児に対し、食生活の基礎づくりを目的に、調理実習・試食・相談等を行います。	継続	健康係
学校と給食センターの連携による食育の推進	学校給食センターの栄養士が小・中学校において、各学年に応じた食育の授業を定期的を実施します。 小学校と共催で親子料理教室を実施します。	継続	学務係
ウエルカムランチ	保育園でウエルカムランチ等を実施し、核家族が増える中、「食」を通して、普段ふれ合うことのできない異世代の交流を図ります。	継続	地域支援係
親子クッキング教室	親子で楽しく学べ、体も心も健康になる食育講習会を、町内施設を活用して開催します。	継続	健康係

### 施策 3.3 思春期保健対策の充実

思春期を過ごす児童生徒が命の大切さを認識し、生涯にわたって自分の心と体を大事にすることができるよう、思春期保健対策を充実します。

#### ＜主要事業＞

事業等	概要	区分	所管課等
健康管理の推進	児童生徒の健康管理のため、小・中学校合同で奥多摩町学校保健委員会を組織します。 成人後、生活習慣病に罹らないよう、各学校において健康教育を推進し、生涯にわたって健康的な生活ができる基礎的な力の育成に努めます。	継続	学務係
薬物乱用防止対策の推進	児童生徒の薬物乱用を防止するため、各学校で啓発活動を積極的に行い、指導の徹底を図ります。	継続	学務係
性教育の推進	児童生徒が正しい性知識を学び、適切な行動をとれるよう、各学校で性教育を推進します。	継続	学務係

## 方針4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援

### 〈これまでの主な取り組み〉

- 外部指導員による中学校部活動の指導を実施している。
- 氷川小学校、古里小学校を会場に放課後スポーツ教室を実施している。
- 青少年のボランティア活動等とともに、青少年が地域で活動しやすい拠点の整備を行った。
- 小学校にJET-ALT（外国語を母国語とする外国人英語等教育補助員）、中学校に地域英語講師が常駐し、放課後英語教室を開設している。
- 平成29年度に中学校、平成30年度に小学校でコミュニティ・スクールを開設、3校共通の学校運営協議会を設置した。
- 中学校は生徒一人一台のタブレット端末の貸与、小学校は1学年分のタブレット端末を貸与し、共同学習や家庭学習等に活用している。
- 古里小学校は平成27年度に知的障害特別支援学級、平成30年度に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設、中学校は平成31年度に知的障害特別支援学級を再開し、児童生徒の将来を見据えた特別支援教育を行っている。
- 本町在住の英語講師による幼児英語教室は参加者やその保護者から非常に好評だった。平成30年度から放課後英語教室として実施している。
- 子ども達が音楽の都ウィーンから招聘した一流の音楽家から指導を受ける機会をつくり、授業では味わえない貴重な経験ができた。
- 中学生等を海外（オーストラリア・パイロンベイ）に派遣し、国際的視野を広め、国際感覚あふれる人材の育成を図った。





### 施策 4.1 児童の健全育成の推進

地域の協力を仰ぎ、スポーツ、文化活動、遊び、様々な体験を通して豊かな人間性を育む機会を増やし、子ども達の健全育成を図るとともに、青少年リーダーを育成します。

地域と連携して行う活動を通して、地域全体で子どもの見守りを行う環境を醸成します。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
部活動支援やスポーツ推進と体力向上	中学校部活動支援補助事業を実施し、外部指導員の確保、備品等の拡充を図ります。 外部指導員を小学校にも派遣し、体力向上の推進に係る取り組みを実施します。	継続	学務係
子どものスポーツメニューの充実	子ども達の放課後の居場所づくり、体力向上を図るために、放課後スポーツ教室を実施し、スポーツをする環境づくりに取り組みます。	継続	社会教育係
ふれあいの間の開放	放課後の児童生徒がバスの待ち時間等に自由に利用できるよう、ふれあいの間を開放します。	継続	福祉係
青少年リーダーの育成	子ども議会の開催や洋上セミナーでリーダーとして積極的に活動できる機会を創出します。	継続	社会教育係

### 施策 4.2 学校の教育環境の充実

コミュニティ・スクールと少人数教育のメリットを最大限に生かす教育と、豊かな体験をする多様な機会により、都会の学校には真似のできない教育環境を提供し、児童生徒一人ひとりに社会を生き抜く力をしっかりと育成します。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
A L T の活用	A L T（外国語を母国語とする外国人英語等教育補助員）を活用した外国語活動（英語）の授業を拡充して、段階的に小学校低学年まで引き下げ年間を通じて実施し、英会話に慣れ親しみ、国際理解を育む教育を推進します。（放課後英語教室を含む）	継続	学務係
チャレンジおくだまとの連携と支援の充実	地域の指導者が学校施設等を活用して放課後や休日に子ども達に様々なプログラムで指導し、興味や関心をもてる児童・生徒の育成につなげます。	継続	社会教育係

事業等	概要	区分	所管課等
学校運営協議会制度の導入	地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営の基本方針・教職員の任用等について保護者・地域住民の協議の場となる「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」制度の運営の促進を図ります。	継続	学務係
スクールソーシャルワーカーの活用	町教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーを中心に、各学校のスクールカウンセラーや関係機関の相談員等が定期的に情報交換・意見交換を実施します。 必要に応じてケース会議を開催し、児童生徒、その保護者及び学校を支援します。	継続	学務係
ICT教育の推進	新設中学校において生徒に1台タブレット端末を貸与し、家庭学習や教室での授業で積極的に活用します。 小学校においては、小・中連携の中で従来のパソコン教室の設備を見直し、タブレット端末、ノート型パソコンを導入し、教室での協働学習等で活用します。	継続	学務係
特別支援教育の推進	児童生徒の状況に応じ、特別支援学級(固定学級・特別支援教室)を設置します。 通常学級においても必要に応じ教育支援員等を配置し、児童生徒の将来を見据えた教育を推進します。	継続	学務係

### 施策 4.3 家庭や地域の教育力の向上

家庭・地域・学校の連携を図りながら、様々な体験学習や学習機会等を通して、家庭や地域の教育力を向上します。

#### <主要事業>

事業等	概要	区分	所管課等
芸術鑑賞教室の実施	学校において演劇・芸能・音楽等の鑑賞を通して、児童生徒の豊かな心と感性を育みます。	継続	学務係
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせ等を通して親子のふれ合いを深め、幼い頃から本に親しむ環境づくりを行います。 図書館にブックスタートコーナーを設け、利用できる本の収集と情報提供を行います。	継続	社会教育係
家庭教育講演会等の実施、資料の提供と啓発	親を対象とした講演会等の実施、家庭教育に関する情報を提供し、家庭教育の重要性の啓発を図ります。	継続	社会教育係

事業等	概要	区分	所管課等
青少年対策地区委員会の充実	あいさつ運動を中心とした啓発を行い、地域社会の連携を深めます。 地区委員会の再編を含めた事業内容の検討と地区委員会への活動支援を行います。	継続	社会教育係
外国語講座や外国文化講座の推進	語学学習の機会を創出し、住民同士による異文化体験、コミュニケーションの広がり、外国文化の理解を深めます。	継続	社会教育係
神津島洋上セミナーの推進	神津島村の子ども達との体験交流を通して得る貴重な経験を、子ども達の将来に生かします。	継続	社会教育係
子ども国際交流音楽祭の推進	他地域の子どもの音楽交流を通して得る豊かな経験を、子ども達の将来に生かします。	継続	社会教育係
「奥多摩の教育」 「奥多摩町の教育」の発行	奥多摩町の教育を理解してもらえるように、わかりやすく伝えます。	継続	教育係
伝統芸能の学校授業	地域の郷土芸能を取り入れた授業を実施し、郷土愛を育み、地域の郷土芸能の将来の後継者を育成するとともに、体験的学習から子どもの考える力を育む教育の充実を図ります。	継続	学務係
P T A連絡協議会講演会	P T Aとの連携を強化し、家庭教育等の学習機会を提供します。	継続	社会教育係
児童生徒による郷土芸能の継承	社会科副読本を活用し、また、郷土芸能団体の関係者を講師として、郷土芸能に関する授業の実施や演奏体験、運動会等の学校行事で獅子舞等を発表することで、郷土愛を育み、郷土芸能の将来の担い手を育成します。	継続	学務係
海外派遣事業	国際理解を深めるため、中学生・高校生の海外派遣事業を実施します。	継続	社会教育係

## 方針5 安心して子育てができる生活環境の整備

### 〈これまでの主な取り組み〉

- 少子・定住化対策の観点から、町内居住者の転出抑制と町外からの転入促進に向けて、宅地分譲用地の取得とともに、平成27～30年度は毎年度約7戸の住宅整備を行った。
- 空家を有効活用し、平成27～30年度に、いなか暮らし支援住宅3戸、若者定住応援住宅3戸を整備した。
- 若者定住促進ゾーンに町営若者住宅を29戸整備（平成27～30年度）し、移住者の受け入れを行った。
- 若者定住推進係内に総合窓口を設置し、ワンストップで子育て支援・定住支援等の相談を受け付ける体制を整備し、移住者を確保した。
- 消防団レクリエーション大会の実施や操法審査会で観覧席を設ける等、消防団の活動に関心を持ってもらえる場を設けている。

### 施策5.1 住環境の整備

本町独自の少子・定住化対策として魅力あるまちづくりを進め、「住みたい・住み続けたい」を実現するために、定住化を促進する住宅整備、地域の安全を高める空家等の活用を図ります。

#### 〈主要事業〉

事業等	概要	区分	所管課等
定住化のための住宅取得の促進	安価な価格で土地を分譲し、町内居住者の転出を防ぐとともに、転入希望者を受け入れます。 町営若者住宅入居者の転居先として、宅地分譲をさらに拡充します。	拡充	若者定住推進係
空家バンク制度	空家の活用により、地域の活性化はもとより、地域の防犯・防災力の向上とともに、空家等を定住対策事業として活用します。 空家所有者に対する補助制度を実施します。	継続	若者定住推進係
空家等の有効活用	空家等を放置すると地域の防犯・防災力が低下するため、空家システムを運用し、町内の空家の把握と、空家等を定住対策事業にも活用します。 空家所有者に対する補助制度を実施します。	継続	若者定住推進係
町営若者住宅の整備	若者定住促進ゾーンに町営若者住宅を整備し、移住者の受け入れを図ります。	継続	若者定住推進係
子育て支援・定住化応援総合窓口の充実	総合窓口を充実し、奥多摩の魅力（子育て支援・定住応援事業）の情報発信、各種相談への対応により移住者の確保と地域の活性化につなげます。	継続	若者定住推進係

## 施策 5.2 交通安全と防犯・防災活動の推進

保育園、家庭、地域、学校、関係機関等との協力をさらに強化し、子ども達が事故や事件に巻き込まれることなく健やかに成長するよう、交通安全と防犯・防災活動を推進します。

### ＜主要事業＞

事業等	概要	区分	所管課等
子どもの交通安全対策の推進	子どもの交通事故防止に役立てるため、町内の新入学児童へ帽子、ランドセルカバー等の交通安全防止用品を配布します。	継続	交通防災係
消防少年団員の確保、育成	幼い頃から地域の安心・安全に関心を持つよう育成し、消防団員の確保に努めます。	継続	交通防災係
防犯ブザー及び熊鈴の配布	防犯及び熊からの被害を防止するため町内の新入学児童へ防犯ブザー及び熊鈴を配布します。	継続	学務係
通学路の防犯安全点検、防犯カメラの設置	令和2年度から防犯上不安のある場所に防犯カメラを設置する等、安全の向上に努めます。	新規	学務係
未就学児の集団で移動する経路の交通安全の確保	保育園と連携し、対象か所の安全確認を行い、安全の向上に努めます。	新規	子育て推進係



## 子ども・子育て支援事業計画

### (1) 教育・保育提供区域

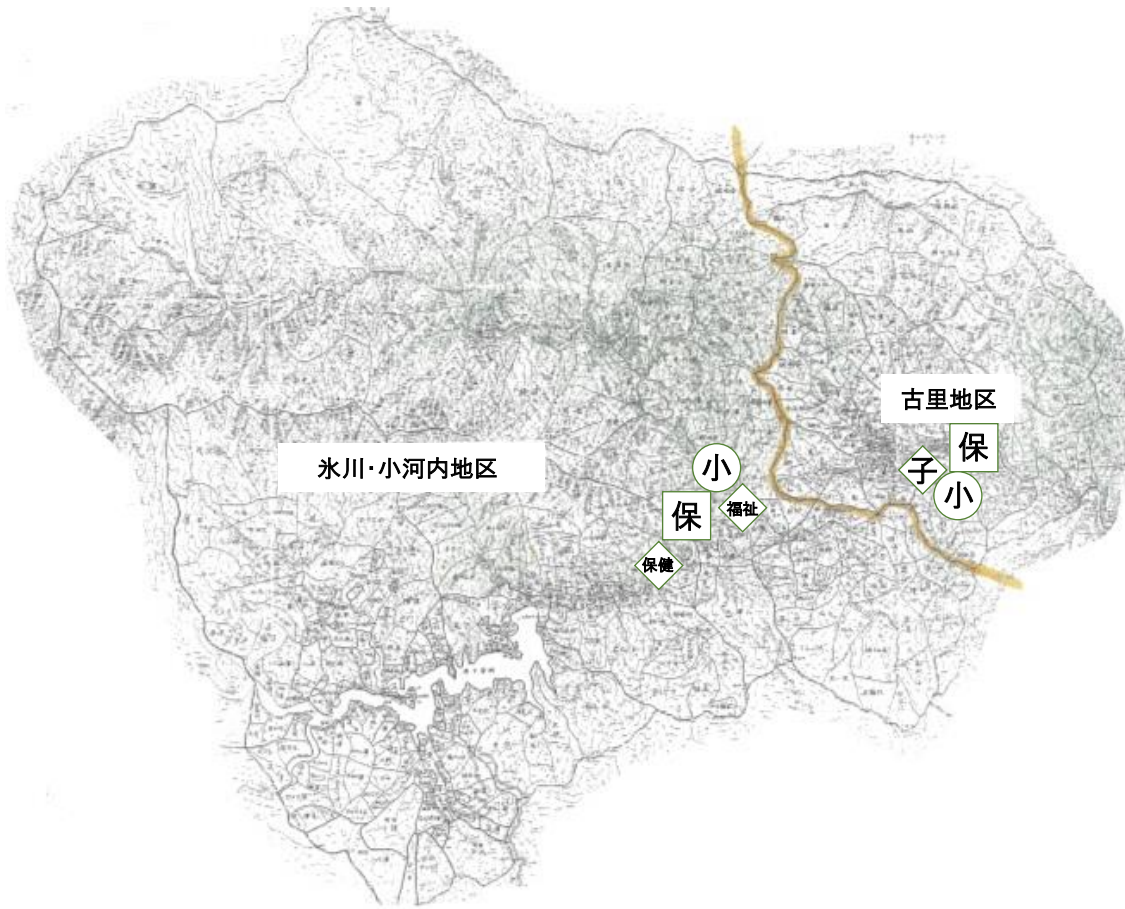
子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域毎に事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町の教育・保育提供区域は、第1期計画において、地理的条件、教育・保育の利用状況及び施設の整備状況に加えて、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して設定しました。本計画においてもこの設定を継続します。

【教育・保育提供区域】

区分	事業	提供区域
教育・保育事業	1号認定（3～5歳児）	全域
	2号認定（3～5歳児）	2区域（小学校区）
	3号認定（0歳児）、3号認定（1～2歳児）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業（小学生対象のファミリー・サポート・センター事業）	
	一時預かり事業	
	時間外保育事業（延長保育事業）	
	病児・病後児保育事業	
放課後児童育成事業（学童保育会）	2区域（小学校区）	

【教育・保育提供区域の状況】



保: 保育園 小: 小学校 福祉: 福祉会館 保健: 保健福祉センター  
子: 子ども家庭支援センターきこりん

## (2) 教育・保育の利用見込みと提供体制

### ①地区別の子どもの人数の見通し

教育・保育の提供体制の基礎となる地区別の子どもの人数の見通しは次の通りです。

【0～11歳児人口の推移と今後の見通し／地区別（単位：人）】

氷川・小河内地区		実績					計画期間（推計）				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
就学前	0歳児	11	1	11	8	7	7	9	7	6	6
	1歳児	8	10	3	14	7	8	8	10	8	7
	2歳児	13	8	10	5	11	8	9	9	11	9
	3歳児	8	14	7	12	5	12	9	10	10	12
	4歳児	7	8	12	9	10	6	13	10	11	11
	5歳児	10	7	8	13	8	11	7	14	11	12
	計	57	48	51	61	48	52	55	60	57	57
小学生	6歳児	7	9	7	11	11	8	11	7	14	11
	7歳児	12	5	9	8	10	11	8	11	7	14
	8歳児	12	11	5	9	8	10	11	8	11	7
	9歳児	9	11	10	7	9	8	10	11	8	11
	10歳児	14	7	11	12	5	9	8	10	11	8
	11歳児	15	13	8	12	10	5	9	8	10	11
	計	69	56	50	59	53	51	57	55	61	62
合計		126	104	101	120	101	103	112	115	118	119

古里地区		実績					計画期間（推計）				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
就学前	0歳児	4	6	5	9	9	9	9	9	8	7
	1歳児	8	8	10	6	11	10	10	10	10	9
	2歳児	10	13	10	14	9	12	11	11	11	11
	3歳児	8	13	15	10	15	10	13	12	12	12
	4歳児	14	12	18	14	12	16	11	14	13	13
	5歳児	6	20	11	19	15	13	17	12	15	14
	計	50	72	69	72	71	70	71	68	69	66
小学生	6歳児	10	9	19	11	19	15	13	17	12	15
	7歳児	9	13	10	20	13	19	15	13	17	12
	8歳児	11	10	16	11	20	13	19	15	13	17
	9歳児	15	12	11	17	11	20	13	19	15	13
	10歳児	13	15	14	11	17	11	20	13	19	15
	11歳児	13	13	15	14	11	17	11	20	13	19
	計	71	72	85	84	91	95	91	97	89	91
合計		121	144	154	156	162	165	162	165	158	157

（実績：住民基本台帳／各年4月1日現在）

（推計方法）0歳児の推計：氷川・小河内地区は0歳児の実績変動が大きいため、直近の移動率（平成30～令和元年）による25～39歳女性推計人口を母数に、古里地区は3年実績の平均移動率（平成27～令和元年）による25～39歳女性推計人口を母数に各地区の0歳児比率実績平均（平成27～令和元年）を乗じて算出した人数に加えて、若者住宅への新規入居と建設予定を加味し想定した。

1～5歳児：若者住宅への新規入居と建設予定を加味し、前年度から各年度1人ずつ加算した。

6歳児以上：転入出による人口移動がないと想定した。



## ②教育・保育施設の認定区分毎の利用見込みと提供体制

教育・保育施設の利用状況、子どもの人数の見通し、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分毎に必要な利用定員総数を定めます。

【子ども・子育て支援新制度における認定区分と主な利用施設】

認定区分	年齢	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（教育標準時間認定）	3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育認定）	3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定（保育認定）	0～2歳児	保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育等）

### ア 1号認定【3～5歳児教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	1	2	2	2	2
提供体制 ②	人	1	2	2	2	2
過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0

（注）幼稚園・認定こども園施設は町内にないため町外施設を利用することとなります。

### イ 2号認定【3～5歳児保育認定：保育施設・認定こども園】

3～5歳児で保育の必要性がある認定区分です。

氷川・小河内地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	24	24	28	26	29
提供体制 ②	人	60	60	60	60	60
過不足 ②-①	人	36	36	32	34	31
古里地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	32	34	31	33	32
提供体制 ②	人	50	50	50	50	50
過不足 ②-①	人	18	16	19	17	18

（注）提供体制の人数は、氷川保育園、古里保育園の定員数とします。

## ウ 3号認定【0～2歳児保育認定：保育施設・認定こども園・地域型保育施設】

0歳児と1～2歳児の保育の必要性がある認定区分です。

## 【0歳児】

氷川・小河内地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	6	6	6	5	5
提供体制 ②	人	6	6	6	5	5
過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0
古里地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	6	6	6	6	5
提供体制 ②	人	6	6	6	6	5
過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0

(注) 提供体制の人数は、氷川保育園、古里保育園の弾力化措置後の受入れ数とします。

## 【1～2歳児】

氷川・小河内地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	14	14	14	14	14
提供体制 ②	人	14	14	14	14	14
過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0
古里地区	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み ①	人	17	17	17	17	16
提供体制 ②	人	17	17	17	17	17
過不足 ②-①	人	0	0	0	0	1

(注) 提供体制の人数は、氷川保育園、古里保育園の弾力化措置後の受入れ数とします。

## ③教育・保育の確保方策の今後の方向性

2号認定及び3号認定の保育については、既存の2つの保育園で対応します。

計画期間において未就学児の人数や保育ニーズに大きな変化が生じた場合は、それぞれの家庭が必要とする教育・保育事業の確保方策を検討していきます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと提供体制

#### ①利用者支援事業【提供区域:全域】

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できる支援をする本事業は、子ども家庭支援センターきこりんが「基本型」として行っています。

転入してくる子育て世帯や子どもの多い世帯にとって町内の子育て支援の情報提供や相談支援体制は必要不可欠なものです。今後も引き続き、子ども家庭支援センターきこりんが「基本型」として、福祉に関わる各機関（子ども家庭支援センター、保育園、社会福祉協議会等）において情報提供や相談を行う「利用者支援」と、地域における子育て支援のネットワーク構築や関係機関との連絡調整等の「地域連携」を実施します。

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
基本型	か所	1	1	1	1	1

#### ②地域子育て支援拠点事業【提供区域:全域】

身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する本事業は、子ども家庭支援センターきこりんにおいて交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供を行っています。

子育ての環境が大きく変化する中、家庭や地域の子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子どもを遊ばせながら気軽に相談でき、保護者が交流できる場の必要性がますます高まっています。そのため、利用見込みは、各年度の児童数にこれまでの利用実績と利用ニーズの高まりを加味しています。

今後も子ども家庭支援センターきこりんの「ワンストップ」的な相談機能や情報発信の充実とともに、子育て中の親子が集う機会を増やしていきます。

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	人（延べ人数）	1,350	1,400	1,400	1,350	1,225
提供体制	人（延べ人数）	1,350	1,400	1,400	1,350	1,225
事業所数	か所	1	1	1	1	1

**③妊婦健康診査【提供区域:全域】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の健康状態を把握する検査計測と保健指導を継続的に実施する本事業は、母子健康手帳による妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行うとともに、妊婦健康診査14回、産後健康診査と乳児1か月健康診査の健診費合計10,000円を限度に補助（公費負担）し、安心して妊娠・出産できる環境を整えています。

利用見込みは、各年度の0歳児数に受診回数（全14回）を乗じた回数で設定します。

妊娠期から乳児期の母親に寄り添い、切れ目のない相談や支援はますます重要になることから、今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期からの一貫した健康管理を推進していきます。また、妊婦の健康状態を分析し、必要に応じて健診内容の見直しも検討します。

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	回（延べ回数）	224	252	224	196	182
提供体制	回（延べ回数）	224	252	224	196	182

**④乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）【提供区域:全域】**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握と助言、子育て支援の情報提供等を行い、支援が必要な家庭への適切なサービス提供につなげる本事業は平成19年度から実施し、平成21年4月から児童福祉法に基づく事業として実施しています。

利用見込みは、すべての乳児を訪問するため、各年度の0歳児童数とします。

今後も引き続き、保健師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の全数把握と乳児家庭の孤立を未然に防止します。また、継続的な支援の必要な家庭には養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）につなげます。

項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	人（実人数）	16	18	16	14	13
提供体制	人（実人数）	16	18	16	14	13

**⑤養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業【提供区域:全域】**

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を担当職員等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。本町では産前・産後に家事や育児が困難な妊産婦を対象に育児支援ヘルパーを派遣する育児支援家庭訪問事業として実施しています。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に関する中核機関である要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関同士の連携強化を図る事業です。

事業の性格から利用見込みは設定せず、今後も引き続き、児童虐待の防止に向けて個別のケースに応じた要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を適宜開催していきます。

### ⑥子育て短期支援事業【提供区域:全域】

保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等で一時的に保護する事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本町では受け入れる施設等がなく、実施していません。そのため、利用見込みは設定しませんが、⑧一時預かり事業で対応しています。今後はファミリー・サポート・センター等での対応可能性について検討します。

### ⑦子育て援助活動支援事業（小学生対象のファミリー・サポート・センター事業）【提供区域:全域】

子育ての手助けが必要な方（利用会員）と子育てを手伝ってくださる方（協力会員）が会員となり、保育施設までの送迎、帰宅後の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり等を会員同士で行っています。住民同士で助け合うファミリー・サポート・センター活動の連絡・調整は子ども家庭支援センターが行っています。

これまでの利用は未就学児が多く、保護者調査の結果からも小学生の利用ニーズはみられないことを踏まえ、若干の利用見込みで設定します。

今後も引き続き、協力会員の増加と子育て世帯への周知を図り、住民同士で助け合う活動の定着とともに、ニーズに対応できるよう実施していきます。

項目	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	(低学年)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2
	(高学年)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2
提供体制	(低学年)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2
	(高学年)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2



**⑧一時預かり事業【提供区域:全域】**

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等で保育が困難な未就学児について、幼稚園在園児を対象に通常の教育時間外に幼稚園内で保育する「幼稚園型」は本町に幼稚園がないため、実施していません。

在宅児対象の「幼稚園型以外」は、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりとして行っています。

利用見込みは、町外施設が実施主体となる「幼稚園型」では設定しません。「幼稚園型以外」はファミリー・サポート・センターの利用実績を踏まえて設定します。

今後、「幼稚園型以外」（ファミリー・サポート・センターによる一時預かり）のニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施します。

項目	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	(幼稚園型以外)	人 (延べ人数)	10	10	10	10	10
提供体制	(幼稚園型以外)	人 (延べ人数)	10	10	10	10	10

**⑨時間外保育事業(延長保育事業)【提供区域:全域】**

保育園児（保育認定を受けた子ども）を対象に通常の利用日及び利用時間以外の日・時間に保育園で保育する事業です。

本町では午前8時から午後4時までの通常保育時間（8時間）に前後の時間を加えた11時間開所を実施しているため、それ以上の延長保育事業は実施していません。

そのため、利用見込みは設定しませんが、保護者調査では休日保育や長時間保育のニーズも若干みられることも勘案し、引き続き、緊急時等のケースには柔軟に対応します。また、11時間を超える保育ニーズが顕著になった場合は保育園と対応可能性を検討します。

**⑩病児・病後児保育事業【提供区域:全域】**

病気が回復しつつある子どもを一時的に預かる本事業は、病後児預かり事業の病後児会員が指定施設等において一時的に預かります。

病後児保育の利用実績がこれまでほとんどないことを踏まえ、若干の利用見込みで設定しています。

また、本町では病児保育を実施していないことから、利用見込みは設定しませんが、対応可能性を検討します。

項目	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	(病後児)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2
提供体制	(病後児)	人(延べ人数)	2	2	2	2	2
	同	か所	1	1	1	1	1

⑪放課後児童育成事業(学童保育会)【提供区域:2区域(小学校区)】

就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を確保する本事業は、氷川学童保育会と古里学童保育会が主体となり、年末年始及び日曜祝日を除いて実施しています。

利用見込みは、各年度の就学児童数にこれまでの利用実績と利用ニーズを加味しています。

今後も引き続き、氷川学童保育会と古里学童保育会の2組織を町営で実施します。

【氷川・小河内地区】(氷川学童保育会)

項目	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	(低学年)	人(実人数)	26	27	23	29	29
	(高学年)	人(実人数)	9	11	12	12	12
	合計	人(実人数)	35	38	35	41	41
提供体制	(低学年)	人(実人数)	26	27	23	29	29
	(高学年)	人(実人数)	9	11	12	12	12
	合計	人(実人数)	35	38	35	41	41

【古里地区】(古里学童保育会)

項目	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	(低学年)	人(実人数)	33	33	32	29	31
	(高学年)	人(実人数)	5	4	5	5	5
	合計	人(実人数)	38	37	37	34	36
提供体制	(低学年)	人(実人数)	33	33	32	29	31
	(高学年)	人(実人数)	5	4	5	5	5
	合計	人(実人数)	38	37	37	34	36

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を援助する事業です。

本町では本事業は実施していませんが、町独自の子ども・子育て支援推進事業及び副食費の補助等を行っており、今後も継続します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後も、教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、運営事業者に対する助言・指導等の支援策を実施します。

#### (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であることを踏まえ、子ども達が健やかに育つよう、保育園等と協力して教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を図り、質の高い教育・保育の提供を行います。

保育園と小学校との連携については小規模である特性を生かし、教職員同士の交流や合同研修、円滑な小学校入学のための情報共有、行事等を通じた子ども達同士の交流等を引き続き実施します。

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、各年度の利用の見通しに基づく教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

令和元年10月から導入された幼児教育・保育の無償化に対応するため、施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給に努めます。また、東京都と連携し、保育園に対する指導監督を実施します。





## 第5章 新・放課後子ども総合プラン

### 【新・放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画】

#### 1 新・放課後子ども総合プランの趣旨

本町では、平成27年度策定の「放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」（小学生に入学した子どもを預けることが困難なため、保護者のそれまでの働き方に変更を強いられる問題）を打破し、児童が放課後等を安全・安心に多様な体験・活動を行いながら過ごすことができるよう、放課後児童育成事業（以下、「学童保育会」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後子供教室事業（以下、「チャレンジおくとま」という。）を実施しています。

この度、国が平成30年度に示した「新・放課後子ども総合プラン」を受けて「新・放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画」を策定し、チャレンジおくとまの計画的な整備等を進めます。

#### 2 学童保育会及びチャレンジおくとまの現状

##### ①学童保育会

学童保育会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に放課後に適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全な育成を図る事業です。令和元年度現在、町内2小学校において実施しています。

##### ②チャレンジおくとま

チャレンジおくとまは、保護者の就労に関わらず、すべての児童（小学生）を対象としており、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域での交流活動等の機会を定期的・継続的に提供する事業です。令和元年度現在、町内2小学校において実施しています。

### 3 具体的方策、目標等

#### ①学童保育会の年度毎の利用見込み及び目標整備量

※第4章 子ども・子育て支援事業計画 (3) ⑪放課後児童育成事業(学童保育会)を参照。

#### ②一体型の学童保育会及びチャレンジおきたまの目標事業量

一体型とは、同一の小中学校内で両事業を実施し、学童保育会を利用する児童がチャレンジおきたま開催時に活動プログラムに参加できるものをいいます。

学童保育会は、2つとも小学校の余裕教室を利用し、チャレンジおきたまの活動プログラムにも参加できる「一体型」で実施しています。今後も引き続き、町内2小学校において「一体型」で実施します。

【学童保育会の目標事業量(単位:か所)】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型	2	2	2	2	2

#### ③チャレンジおきたまの令和6年度までの実施計画

今後も引き続き、町内2小学校においてチャレンジおきたまを実施します。

【チャレンジおきたまの目標事業量(単位:か所)】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	2	2	2	2	2
実施校(一体型による)	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%

#### ④学童保育会及びチャレンジおきたまの運営に関する方策

学童保育会及びチャレンジおきたまの一体的な事業を実施する際の共通プログラムを企画するため、福祉保健課と教育委員会教育課で打ち合わせを行い、連携を図っています。

学童保育会の指導員とチャレンジおきたまの地域コーディネーターは児童の安全面に十分に配慮し、人員配置等を含めプログラムを立案・実施する形式を基本としますが、各学校区の事情に合わせ、参加の仕方等を検討した上で対応していきます。

**⑤ 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策**

学童保育会は、2つとも小学校の余裕教室を引き続き利用します。チャレンジおきたまの実施にあたっては、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を引き続き促進します。

放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりである両事業の実施にあたっては、学校関係者等と引き続き連携し、学校施設の積極的な利用促進の協力を依頼していきます。

**⑥ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策**

学童保育会を所管する福祉保健課と、チャレンジおきたまを所管する教育委員会教育課との打ち合わせを引き続き開催し、実施状況や課題等の情報を共有しながら、事業検証や課題解決に対応します。

学童保育会及びチャレンジおきたまの実施の際、事故等が発生した場合はそれぞれの実施主体事務局である福祉保健課と教育委員会教育課が連携して責任を持って対応します。

**⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応**

児童の希望に沿って学童保育会及びチャレンジおきたまへの受け入れを継続するとともに、児童の状況に応じた支援員の加配等、サポート体制の充実を検討します。

**⑧ 学童保育会の開所時間の延長に係る取り組み**

2つの学童保育会の開所時間は、引き続き、午後6時30分まで延長して実施します。

**⑨ 学童保育会の環境向上に向けた方策**

学童保育会は保護者の子育てと就労の両立支援対策だけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じて、児童が社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」です。

学童保育会のこうした役割を果たすために適切な実施場所の確保と運営を行うとともに、チャレンジおきたまとの一層の連携を進めます。また、環境を向上するため、令和元年度から男女共用トイレを男女別トイレに改修しており、今後も環境向上に努めます。

**⑩ 学童保育会の利用者や地域住民への情報発信**

学童保育会の役割と運営方法、チャレンジおきたまとの連携等について、利用者や地域住民への理解を深め、協力を得られるよう、情報の発信に取り組みます。

## 参考資料

### 1 奥多摩町子ども・子育て会議 設置要綱・委員名簿

奥多摩町子ども・子育て会議設置要綱

平成30年3月7日

要 綱 第 2 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、奥多摩町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査、検討を行い、町長に対し、意見を述べることができる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子ども家庭支援センターの運営及び事業に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て施策に関して、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議の委員は11人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子どもの保護者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会議を代表し、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、そこで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(要綱の廃止)

3 奥多摩町子育て支援協議会設置要綱（平成11年要綱第15号）は、廃止する。

参考資料

委員名簿

任期 平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

	氏 名	職 名	備 考
1	杉 村 誠 二	氷川保育園長 (保育所の長)	会長
2	河 村 貴 子	主任児童委員 (民生・児童委員)	
3	榎 戸 早百合	子育て支援部会長 (民生・児童委員)	令和元年 12 月 1 日まで
	瀧 島 君 子		令和元年 12 月 2 日より
4	片 倉 和 彦	双葉会診療所医師 (医療関係)	
5	石 上 和 伸	古里小学校長 (町立学校関係者)	副会長
	拝 原 茂 行		
6	中 井 由紀子	保健推進員	
7	山 本 操	スポーツ推進委員	
8	村 田 道 彦	奥多摩町立小・中学校 PTA 連合会長 (PTA 代表者)	令和元年 6 月 14 日まで
	奥 富 泰 介		令和元年 6 月 15 日より
9	石 原 千 絵	一般住民 (公募)	
10	八 鍬 ひとみ	一般住民 (公募)	

事務局

	氏 名	職 名	備 考
1	清 水 信 行	福祉保健課長	平成 31 年 3 月 31 日まで
	菊 池 良		平成 31 年 4 月 1 日より
2	太 田 麻衣子	福祉保健課子育て推進係長	
3	緒 方 星 超	福祉保健課子育て推進係主任	
4	酒 井 俊 充	福祉保健課子育て推進係主事	平成 31 年 3 月 31 日まで
		福祉保健課子育て推進係主任	平成 31 年 4 月 1 日より
5	横 塚 佳 恵	福祉保健課子育て推進係主事	
6	岡 部 八重子	子ども家庭支援センター(相談員)	
7	市 川 哲 彦	子ども家庭支援センター(相談員)	
8	岡 部 優 一	福祉保健課福祉係長	平成 31 年 3 月 31 日まで
	小 峰 典 子	福祉保健課健康係長	平成 31 年 4 月 1 日より
9	岡 部 由 香	福祉保健課福祉係主任(母子保健担当保健師)	平成 31 年 3 月 31 日まで
		福祉保健課健康係主任(母子保健担当保健師)	平成 31 年 4 月 1 日より
10	森 田 宏 樹	教育課社会教育主任	平成 31 年 3 月 31 日まで
		教育課社会教育係長	平成 31 年 4 月 1 日より

## 2 計画の策定経過

項目	日程	内容
平成30年度第1回 子ども・子育て会議	平成30年 10月31日	(1) 委嘱状の交付 (2) 会長、副会長の選任 (3) 子ども・子育て会議について等
平成30年度第2回 子ども・子育て会議	平成31年 2月25日	(1) 奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画に 向けたスケジュールについて (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の素案に ついて
令和元年度第1回 子ども・子育て会議	令和元年 7月17日	(1) 諮問 (2) 奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画に ついて (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について (4) 現行計画等の実績報告及び平成30年度子ども家 庭支援センター事業報告
子ども・子育てに関する ニーズ調査	令和元年 7月4日～ 7月19日 (16日間)	・未就学児調査(全数) ・小学生調査(全数) ・上記対象者の保護者調査(全数)
令和元年度第2回 子ども・子育て会議	令和元年 9月24日	(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果報 告 (2) 奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画 (素案)について
令和元年度第3回 子ども・子育て会議	令和元年 12月18日	(1) 奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画(案) について (2) 基本理念について (3) パブリックコメントについて
パブリックコメント	令和2年 1月8日～ 1月21日 (14日間)	・町ホームページ、防災行政無線による広報 ・子ども家庭支援センター、保健福祉センター、住民課、 氷川図書館、古里図書館及び町ホームページ上で計画 案の閲覧
令和元年度第4回 子ども・子育て会議	令和2年 2月12日	(1) パブリックコメントの結果報告 (2) 奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画(最 終案)の決定
計画答申	令和2年 3月19日	会長より町長へ答申

### 3 用語説明

#### か 行

---

##### ◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

##### ◆教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

##### ◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

##### ◆子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

##### ◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

#### さ 行

---

##### ◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

##### ◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

##### ◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。



## た 行

---

### ◆地域型保育施設

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う施設。

### ◆地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

## な 行

---

### ◆認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

### ◆認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

## わ 行

---

### ◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



奥多摩町  
第2期子ども・子育て支援事業計画

発行 奥多摩町 令和2年3月  
編集 奥多摩町福祉保健課（奥多摩町子ども家庭支援センター内）  
東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地  
TEL.0428-85-2611



